仙台市根白石温水プール
指 定 管 理 者 募 集 要 項

令和７年７月

仙台市文化観光局

仙台市根白石温水プール指定管理者募集要項

Ⅰ　指定管理者制度の趣旨

スポーツの普及及び振興を図り，もって市民の交流の促進及び心身の健全な発達に資するために設置している仙台市根白石温水プールについて，より一層の利用者サービスの向上や効率的な施設運営を図るため，公共スポーツ施設の管理者としての社会的責任を十分果たすことのできる指定管理者を募集します。

【根拠法令】

地方自治法第 244 条の 2（第 1，2 項省略）

３　普通地方公共団体は，公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは，条例の定めるところにより，法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するものに，当該公の施設の管理を行わせることができる。

仙台市スポーツ施設条例（昭和 59 年仙台市条例第 2 号）

（指定管理者）

第12条　市長は，スポーツ施設の管理運営上必要と認めるときは，地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者にスポーツ施設の管理を行わせることができる。

Ⅱ　公募の概要

１　施設名称及び所在地

（１）名称

仙台市根白石温水プール

（２）所在地

仙台市泉区根白石字杉下前 18 番地の 2

２　指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで，5 年間

３　指定管理者の選定方法

指定管理者の選定は，仙台市文化観光局指定管理者選定委員会において，事業計画や施設運営の実績，収支計画及び面接審査等を基に総合評価方式で行います。

４　選定結果の通知

選定結果は，申請書類を提出した応募者に対してすみやかに通知します。

５　業務引継ぎ

指定管理者の指定は，仙台市議会において，指定管理者として指定する議案が議決された後

となります。

指定後すみやかに現在の指定管理者であるウェルネス・同和共同企業体（指定期間：令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）からの業務引継ぎに入っていただきます。

なお，令和 8 年 3 月 31 日以前に業務引継ぎに要した費用は，全て指定管理者として選定された者の負担とします。

※（㈱イトマンスポーツウェルネスと同和興業㈱の共同企業体）

６　協定の締結

指定管理者に指定された団体は，市と協議の上，基本協定を締結します。また，基本協定の締結後，各事業年度の初日に事業年度毎の協定を締結します。（協定の概要は**別紙２「指定管理業務等仕様書」**のとおり）

７　問合せ先

仙台市文化観光局文化スポーツ部スポーツ振興課（仙台市役所本庁舎 4 階）

住所　　仙台市青葉区国分町三丁目７－１
担当　　施設係　土谷
電話　　022-214-8895
FAX　　022-213-3225
メールアドレス　sim004210@city.sendai.jp

Ⅲ　施設の設置目的

１　施設の沿革

いつでもだれもが年間を通して利用できるスポーツ施設として，市民のスポーツ振興と健康・体力の保持増進を図るため建設され，平成 3 年 4 月に開館しました。

２　指定管理者に期待すること

根白石温水プールは，泉区西部に位置しており，周辺住民のスポーツ活動及び健康増進の拠点として幅広い世代の利用者に親しまれる温水プールです。指定管理者には，「仙台市スポーツ推進計画 2022-2031」を踏まえながら，利用者の多様なニーズに応えた，質の高いサービスの提供はもとより，地域密着型の施設としての事業展開を図り，利用者の増加につながる運営を期待します。また，災害発生時における対応等を含めた公の施設としての役割を担うことを期待します。

Ⅳ　公募手続きに関する事項

１　選定スケジュール

（１）	募集要項の公表	令和 7 年 7 月 24 日（木）正午から
（２）	募集要項に関する質問書の受付	令和 7 年 7 月 24 日（木）正午～8 月 8 日（金）正午
（３）	現場説明会	令和 7 年 7 月 31 日（木）
（４）	申請の受付	令和 7 年 9 月 1 日（月）～5 日（金）

（５）　面接の実施　　令和７年 10 月中旬～10 月下旬に実施予定
（６）　選定結果の通知　　令和７年 11 月中旬に発送予定
（７）　指定管理者の指定手続き　　令和７年 12 月下旬を予定

２　募集要項の公表

募集要項は令和７年７月 24 日（木）正午から，仙台市指定管理者募集ホームページにて公表しております。以下の URL からダウンロードしてください。

（https://www.city.sendai.jp/jigyosha/keyaku/pfi/kanrisha/index.html）

窓口および郵送での配布は行いません。（ただし，施設図面等については，下記４「現場説明会」にて配布します。）

３　募集要項に関する質問書の受付

募集要項に関する質問は以下のとおり受け付けます。

受付方法：現場説明会又は電子メール

【電子メールによる場合】

受付期間：令和７年７月 24 日（木）正午～８月８日（金）正午まで

受付方法：　件名を「仙台市根白石温水プール指定管理者募集に関する質問書」とし，仙台市スポーツ施設の指定管理者募集要項に関する質問書（様式６）を添付の上，Ⅱ７のメールアドレスに送付してください。また，電子メールの未到達を防ぐため，事前又は事後に送信の連絡をお願いします。

なお，募集要項及び仕様書に関する事項（選定・審査に関する事項を除く。）に関する質問には回答しますが，それ以外の質問及び意見については対応しません。**また，電話・来訪など口頭による質問は受け付けません。**

記載事項：　申請予定施設名，団体名，電話番号，担当者氏名を記述していること。

回答方法：　仙台市指定管理者募集ホームページ上で行います。

（https://www.city.sendai.jp/jigyosha/keyaku/pfi/kanrisha/index.html）

４　現場説明会

申請方法，申請書類，指定管理者の業務等についての説明会を以下のとおり開催します。

応募予定の団体は可能な限りご出席ください。

開催日時：　令和７年７月 31 日（木）　午後２時から午後４時 30 分
（受付は午後１時 45 分から）

開催場所：　仙台市根白石温水プール
（見学をしてから募集要項の説明をします。）

参加方法：　指定管理者指定申請にかかる説明会参加申込書（様式７）を提出してください。（団体名，参加者氏名，担当者連絡先等必要事項を必ず記載すること。）電子メールに添付して，件名を「仙台市根白石温水プール説明会参加申込み」とし，Ⅱ７のメールアドレスに送付してください。

令和７年７月 29 日（火）午後５時までにお申し込みください。

参加人数：　１団体２名までとします。（グループでの応募を予定している団体については，構成団体ごとに２名までとします。）

５　申請の受付

申請書類を以下のとおり受け付けます。

受付期間：　令和７年９月１日（月）～5 日（金）

受付時間：　午前 10 時～正午　午後１時～午後 5 時

受付方法：　**直接持参とします。**郵送等による申請は受け付けません。名刺等申請団体又はグループ構成団体の所属員であることが確認できる物を提示願います。
また，事前（土日を除く。）に**電話で予約してください。**
連絡先はⅡ７の問合せ先と同じです。
なお，申請に必要な書類が不足している場合は受け付けできません。

受付場所：　仙台市文化観光局文化スポーツ部スポーツ振興課施設係
（仙台市役所本庁舎４階）
住所：仙台市青葉区国分町三丁目７－１

受付要件：　**必要な書類が全て揃っている場合に限り，申請書類を受理します。**

６　面接の実施

書類審査を踏まえ，面接審査を実施します。

実施は令和７年 10 月中旬～10 月下旬を予定しており，詳細な日時，場所は応募団体に連絡します。

７　選定結果の通知

選定結果については，団体あてに文書で通知します。選定後，応募の概況（経過，応募者名等），審査内容の概要を公表します。選定結果の通知は，11 月中旬を予定しています。

８　指定管理者の指定手続き

選定された団体については，地方自治法の規定に基づき，指定管理者として指定する議案を仙台市議会に対して提案し，議決後に指定管理者として指定します。仙台市議会への提案は令和７年第４回定例会を予定しています。

指定にあたっては，指定団体に対し文書で通知するとともに，仙台市公告式条例（昭和 26 年仙台市条例第 22 号）の定めるところにより告示します。

Ⅴ　募集要項

１　施設の概要

別紙１「施設概要」のとおり

２　申請に必要な資格等

（１）団体であること（法人格の有無は問わない）

① 応募団体は，団体若しくは複数の団体により構成されたグループ（以下「グループ」という。）とする

② グループで応募する場合，グループ結成にかかる協定書又はこれに相当する書類を取り交わすとともに，グループを代表する団体（以下「代表団体」という。）を定めること

（２）団体は，仙台市内に事業所を置く団体に限る

（３）団体（法人格のない団体の場合はその代表者）が次の者に該当しないこと

① 法律行為を行う能力を有しない者

② 破産者で復権を得ない者

③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

④ 本市又は他自治体から地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けてから 3 年を経過しない者

⑤ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に，法第 92 条の 2，第 142 条（同条を準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者

⑥ 本市における指定管理者の指定の手続きにおいて，その公正な手続きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し，若しくは不正の利益を得るために連合した者

⑦ 仙台市税又は消費税及び地方消費税を滞納している者

⑧ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある者

（４）グループに関する条件

① 上記（２）については，グループ構成団体のいずれかが条件を満たすこと。

② 代表団体は業務の遂行に責任をもつこと。

（５）複数応募の禁止

① 単独で応募した団体は，グループの構成団体になれない

② グループの構成団体は，2 以上のグループの構成団体となることはできない

（６）グループの構成の変更

グループの場合，申請書類提出後，代表団体及びグループ構成団体を変更することは原則として認めない

３ 申請書類

申請時に以下のとおり書類を提出してください。なお，提出書類の規格は，出来合いのパンフレット等を除き A4 版とし，それぞれ一部ずつ角 2 サイズの封筒に入れて提出して下さい。

※下記（1）～（5）の原本 1 部，コピー1 部，（2）と（4）のコピー8 部　計 10 部（封筒 10 セット）なお、押印はすべて不要です。

（１）申請書等　各 2 部（原本 1 部，コピー 1 部）

① 指定管理者指定申請書（様式１）

グループで申請する場合は，代表団体が申請者となります。

② 履歴事項全部証明書（法人の場合。発行から 3 ヶ月以内のもの）

・非法人の場合は，団体の規約，役員名簿，役員履歴書

・グループの場合，全構成団体分を提出してください。

・グループの場合，グループ結成に係る協定書又はこれに相当する書類も提出してください。（任意様式）※1 参照

※1　書式には，グループの名称，所在地，構成団体，代表団体，施設運営管理に関する事項，組織運営等を記載してください。なお，グループの名称には応募する施設名と連合体である旨の表現を組み合わせた名称は避けて設定してください。

〔使用できない名称の例〕根白石温水プール指定管理業務共同企業体

（２）事業者に関する書類　各 10 部（原本１部，コピー9 部）

グループの場合，全構成団体分を提出してください

① 団体の概要書（様式３）

団体の概要（経営方針，事業所等所在地，資本金等，設立年月日，沿革，組織，従業員数，事業の概要，障害者雇用率，環境への配慮の取り組み）

② 定款，約款，規約，寄附行為その他これらに類する書類

③ 団体の事業所名及び所在地一覧（任意様式）

④ 団体の経営状況を明らかにする書類

直近 3 ヶ年間の財務諸表（貸借対照表，損益計算書（販売費及び一般管理費の明細付），事業報告書，財産目録）又はこれに類する物

⑤ 団体の就業規則，給与規程その他これに類する書類

（３）申請の資格を有していることを証する書類　各２部（原本１部，コピー1 部）

グループの場合，全構成団体分を提出してください

① 欠格事項に該当しない旨の申立書（様式２）

② 市税納付状況確認同意書（様式２－１）又は直近 3 ヵ年の納税証明書（この要項の公表開始日以降に交付されたもの）

※2 参照

③ 消費税及び地方消費税に関する納税証明書（その３・未納税額のない証明用）

※3 参照

④ 役員名簿【監査役含む】及び役員名簿の提出等に係る同意書（様式２－４）

※4 参照

※2　納税義務がない場合「その旨を記載した申立書」（様式２－２）

※3　本社所在地所管の税務署（税務申告を行っている税務署）が発行する，この要項の公表開始日以降に交付されたものを提出してください。なお，消費税及び地方消費税について納税義務がない場合は，その旨を記載した申立書（様式２－３）を提出してください。

※4　団体が暴力団又はその構成員の統制下にないことを確認するため，提出された役員名簿を宮城県警察に提供することがあります。

（４）事業計画及び提案事項に関する書類　　各 10 部（原本１部，コピー9 部）

事業計画書（様式４）により，下記の事項について提案内容を示してください。

・応募理由及び応募にあたってアピールしたい点
・指定管理業務の方針に関すること
・倫理保持・服務規律遵守への取り組みに関すること
・危機管理に関すること
・個人情報保護及び情報公開に関すること
・利用者の要望への対応と利用者及び近隣住民からのクレーム対応に関すること
・障害者の利用に関すること
・施設の管理及び設備の維持保全に関すること
・プールの安全及び衛生管理に関すること
・利用者数等の拡大に関すること

・バランスのとれた利用の確保に関すること
・自主事業に関すること
・新たなサービス向上への取り組みに関すること
・地域連携に関すること
・業務実施体制と責任者の同種業務の実績
・人員の配置計画
・研修に関すること
・収支計画書
・施設の運営管理の経験実績

※　団体名を伏せたブラインド審査ではありませんので,事業計画書（様式４〔様式４の別紙を含む。〕）に団体名を標記することは問題ありません。

（５）障害者や高年齢者の雇用等の状況を示す書類　各２部（原本１部，コピー1 部）
グループの場合，全構成団体分を提出してください

①　障害者雇用率の達成状況を示す書類
・「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定める「障害者雇用状況報告書」（基準日が令和７年６月１日で公共職業安定所に提出したもの）の写し（常用雇用労働者数が 40.0 人以上の団体の場合）
・「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定める障害者雇用納付金に係る申請書及び納付書（令和７年度申告分）の写し（常用雇用労働者数が 100 人を超え法定障害者雇用率に満たない団体の場合）
・様式５「障害者雇用状況についての申立書」（常用雇用労働者数が 40.0 人未満の団体の場合）

②　高齢者の安定した雇用の確保の状況を示す書類
・「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に定める「高齢者雇用状況報告書」（基準日が令和７年６月１日で公共職業安定所に提出したものの写し）
・上記に代わるものとして 65 歳までの雇用の確保を確認できる就業規則など（70 歳までの就業機会の確保措置を講じている場合は，その措置が確認できる就業規則など）。

③　次世代育成支援の状況を示す書類
・「次世代育成支援対策推進法」に基づき都道府県労働局に提出した「一般事業主行動計画」の写し（常用雇用労働者数が 101 人以上の団体の場合）

④　女性活躍推進の状況を示す書類
・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき都道府県労働局に提出した「一般事業主行動計画」の写し（常用雇用労働者数が 101 人以上の団体の場合）

４　申請に際しての留意事項

（１）書類は，必要部数提出してください。
（２）様式のデータについては，ＤＶＤ又はＣＤにコピーし，一緒に提出してください。（使用ソフトは，マイクロソフトＷＯＲＤ，ＥＸＣＥＬとしてください。）
（３）事業計画書（様式４）の書類はページ番号を入れ，両面印刷を行わないでください。
（４）申請書類の製本等（ホチキス留め等）を行わないでください。

（５）申請しようとする団体が，この募集要項で定める施設以外の仙台市スポーツ施設の指定申請を同時に行う場合は，当該施設の指定申請書に必要書類を添付し，この募集要項の指定申請には（様式８）を提出することで，書類の提出を省略することができます。
（６）本市が必要と認める場合は，追加書類の提出を求める場合があります。
（７）申請に要する経費については，申請者の負担とします。
（８）申請書類の修正（軽微なものを除く。）は認めません。
（９）提出された申請書類は，いかなる理由があっても返却しません。
(10) 本市が提供する資料は，申請にかかる検討以外の目的で使用することを禁じます。また，検討の目的の範囲内であっても，本市の了解を得ることなく第三者に対して使用させたり提示したりすることを禁じます。
(11) 申請の撤回は認めません。
(12) 申請時に提出された書類の著作権は申請者に帰属しますが，本市が事業の実施において公表する場合，その他本市が必要と認める場合には，提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。また，管理業務を行うに当たって提出された事業計画書や事業報告書等の写しを市政情報センターにおいて原則としてそのまま公開することとします。
(13) 定款（寄附行為），団体の名称，事務所の所在地，代表者等役員が変更になった場合など提出書類の記載事項に変更が生じた場合は，遅滞なく届けてください。
(14) 申請書類は仙台市情報公開条例（平成 12 年仙台市条例第 80 号）第 2 条第 2 号に定める公文書になることから，同条例に基づく情報公開請求等により公開される場合があります。

５　管理運営の基本的な考え方

（１）スポーツの普及および振興を図り，もって市民の交流の促進および心身の健全な発達に資するという設置理念に基づき，管理運営を行ってください。
（２）公の施設管理運営の責務を認識して管理運営を行ってください。
（３）日頃から地震等の災害に備えた管理運営を行うとともに，利用者に対し，清潔，安全及び快適な環境を提供してください。
（４）個人情報の保護を徹底してください。
（５）効率的な施設運営を行ってください。
（６）指定管理者業務に伴う経費の削減に努めてください。
（７）近隣住民及び近隣事業者等との良好な関係を維持しながら管理運営を行ってください。
（８）利用者の要望を把握した上で，全体の利益を考慮し，適切に管理運営業務に反映させてください。
（９）地震等災害発生時には，通常の管理業務以外の用途（地域避難所など）への施設提供や避難住民へ対応などについて協力をお願いすることになります。なお，詳細については**別紙２－８「その他の留意事項」**を参照してください。

６　審査及び選定の基準

（１）審査方法

「仙台市局指定管理者選定委員会の設置及び運営に関する要綱」に基づき設置された「文化観光局指定管理者選定委員会」において評価します。

総合評価の判断基準として点数制を採用し，下記①評価点，②要素点及び③実績評価点

の合計点数が最も高い団体を指定管理者の候補者として選定します。ただし，評価点の合計点数が満点の 60%に満たない場合は，適格者なしとする場合もあります。また，各評価項目の評価で一つでも「０点」がある場合は不適とします。

また，①評価点，②要素点及び③実績評価点の合計点数の最も高い団体が 2 以上ある場合は，選定委員会で協議し，指定管理者の候補者を選定します。

① 評価点は，事業計画の実施に要する費用・効果，事業計画に沿って施設を管理する能力等を総合的に評価します。

② 要素点は，加点減点方式とし，以下の要素について評価します。

・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率の達成状況
・高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく高齢者の安定した雇用確保の状況
・次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援の状況
・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく女性活躍推進の状況
・地元企業の育成の状況

③ 実績評価点は，現指定管理者が再度応募した場合に当該団体に対して適用するものであり，現指定管理期間における管理運営状況を加点減点方式で評価します。

（２）審査の内容

① 申請書類の確認

団体からの提出資料について，事務局で確認します。

２「申請に必要な資格等」にある条件に当てはまることを確認した場合に審査の対象とします。

なお，確認がなされなかった団体には失格等の通知をします。

② 審査方法

提出された書類を基に，選定委員会において評価を行います。

③ 面接実施

選定委員会による面接を実施します。面接実施後，選定委員会において評価を行い，指定管理者を選定します。

④ 選定結果の通知及び公表

選定の結果は，団体に郵送で通知します。選定後，申請の概況（経過，申請団体名等）審査内容の概要を公表します。

（３）審査における評価等

審査における評価項目（項目）及び配点は以下のとおりです。

① 評価点（委員一人当たりの配点）

評　価　項　目	配　点
１．公の施設に求められることの認識	50
２．施設の効用の発揮	50
３．人材の確保・育成	15
４．施設運営経費	30
５．安定的した運営管理能力	20
合　　計	165

② 要素点（各委員の評価点を合計した総得点に，該当する団体に対し加点減点します。）

項　　目	配点

１．障害者雇用率の達成	±3
２．高齢者の安定した雇用の確保	±3
３．次世代育成支援	－3
４．女性活躍推進	－3
５．地元企業の育成	＋3

③　実績評価点（現指定管理者が再度応募した場合に，当該団体に対して，各委員の評価点を合計した総得点と要素点を加点減点した合計得点に，加点減点します。）

項　　目	配　点
１．実績評価	＋25～－25

（４）提案内容の評価項目

①　公の施設に求められることの認識　（50 点）

ア　指定管理業務の方針に関すること

イ　倫理保持・服務規律遵守への取り組みに関すること

ウ　危機管理に関すること

エ　個人情報保護及び情報公開に関すること

オ　利用者の要望への対応と利用者及び近隣住民からのクレーム対応に関すること

カ　障害者の利用に関すること

キ　施設の管理及び設備の維持保全に関すること

ク　プールの安全及び衛生管理に関すること

②　施設の効用の発揮　（50 点）

ア　利用者数等の拡大に関すること

イ　バランスのとれた利用の確保に関すること

ウ　自主事業に関すること

エ　新たなサービス向上への取り組みに関すること

オ　地域連携に関すること

③　人材の確保・育成　　（15 点）

ア　業務実施体制と責任者の同種業務の実績

イ　人員配置計画

ウ　研修に関すること

④　施設運営経費　　（30 点）

ア　必要指定管理料の金額に関すること

イ　収支計画に関すること

⑤　安定した運営管理の能力　（20 点）

ア　施設経営能力

※団体の経営安定性が審査対象となります。ただし，グループでの申請の場合は，構成団体の経営安定性が審査対象となります。

イ　施設の運営管理の経験実績

※団体としての経験が審査対象となります。ただし，グループでの申請の場合は，構成団体としての経験が審査対象となります。

（５）要素点の評価項目

①　障害者雇用率の達成

・障害者の雇用の促進等に関する法律に規定される法定雇用障害者数を充足している場合に加点。

・法定雇用障害者数を充足しておらず，かつ，障害者雇用納付金も滞納している場合に減点。

② 高齢者の安定した雇用の確保

・高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき，70 歳までの高年齢者就業確保措置を行っている場合に加点

・65 歳までの雇用の確保の措置を講じていない場合に減点。

③ 次世代育成支援

・次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」について，策定を義務付けられている団体が策定していない場合に減点。

④ 女性活躍推進

・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」について，策定を義務付けられている団体が策定してない場合に減点。

⑤ 地元企業の育成

・市内に本店・本社を設置している場合に加点。

（6）実績評価点の評価項目

現指定管理期間における現指定管理者の管理運営状況に対する評価に応じて，加点又は減点。

7 管理の基準

（1）開館・開場時間及び休館・休場日

仙台市スポーツ施設条例施行規則（平成 15 年仙台市規則第 53 号。以下「規則」という。）に従ってください。「事業計画書」（様式４）において，開館・開場の延長等を提案することができます。（開館・開場の延長等を実施する場合は，市長の承諾を得る必要があります。）

修繕，改修工事の実施により，施設の利用休止を指示する場合があります。また，休館が長期にわたる場合には，指定管理料の精算が発生する場合があります。

（2）施設の利用の制限に関する事項

① 仙台市スポーツ施設条例（昭和 59 年仙台市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 3 条第 2 項各号に定める場合には，使用の許可をしないことができます。

② 条例第 9 条各号に該当する場合は，使用の許可を取り消し，又は使用を制限し，若しくは停止することができます。

③ 公の施設における暴力団の利益活動を排除する措置の事務については，「仙台市暴力団排除条例（平成 25 年仙台市条例第 29 号）」など関係法令等によること。

（3）施設の使用の許可について

条例及び規則に従って行ってください。

（4）個人情報保護について

① 指定管理者は，個人情報の適正管理に関し個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第６６条第２項において準用する同条第１項及び第６７条の規定並びに別記１の「個人情報等取扱特記事項」を遵守してください。

② 仙台市及び指定管理者は,「指定管理者が行う公の施設の管理に関する個人情報の開示等に関する要綱」に規定する個人情報の開示，訂正，又は利用停止等の実施について，互いに協力するものとします。

③ 指定管理者は,「指定管理者が行う公の施設の管理に関する個人情報の開示等に関する要綱」に基づき，個人情報の開示申出があった場合には，特別な理由がある場合を除き，当該個人情報を速やかに仙台市に提出してください。

（５）管理上知り得た秘密の保持について

指定管理者は，管理上知り得た個人情報以外の秘密を第三者に漏らし，又は他の目的に使用してはなりません。

（６）情報セキュリティ対策について

① 指定管理者は，業務情報を適切に取扱うため必要なセキュリティ対策を講じてください。

② 仙台市が所管する情報システムを利用する場合は，仙台市行政情報セキュリティポリシー並びに使用するシステムに関する各実施手順書及び関連規程を遵守してください。

（７）情報公開について

① 指定管理者は，情報公開を総合的に推進するため，公の施設の管理に関する情報を市民が容易かつ的確に得られるよう情報提供及び文書の開示の充実に努めてください。

② 仙台市及び指定管理者は,「指定管理者が行う公の施設の管理に関する情報の公開に関する要綱」に規定する文書の開示の実施について，互いに協力するものとします。

③ 指定管理者は,「指定管理者が行う公の施設の管理に関する情報の公開に関する要綱」に基づき，指定管理者の保有する公の施設の管理に係る文書について開示申出があったときは，特別な理由がある場合を除き当該文書等を速やかに仙台市に提出してください。

（８）行政手続条例の適用について

指定管理者は，仙台市行政手続条例（平成７年仙台市条例第１号。）第２条第２号の「行政庁」に含まれることから，同条例の適用を受け，使用の許可等は同条例の定めに従って行うこととなります。

（９）文書等の管理について

指定管理業務等を円滑に実施するため，指定管理業務を開始する一定前の時期までに，文書等の管理に関する規程を作成，管理帳簿書類を作成し，適切に保存してください。文書等の管理に関する規程は，指定管理業務期間の前後の時期も対象とするものとしてください。

（10） 環境への配慮

仙台市が運用する環境マネジメントシステムに基づき，環境汚染の防止，省エネルギー，省資源，廃棄物減量及びリサイクル等の環境への負荷の低減に努めてください。また，電力使用量，水道使用量，廃棄物排出量等，施設管理に係る環境負荷の量について仙台市の求めに応じて報告してください。

（11）第三者への業務の委託の制限について

次の業務は他者に行わせることができません。

① **別紙２「指定管理業務等仕様書」**のうちⅠ「指定管理業務等の範囲」１「施設の運営に関する業務」

② 下記８（３）「指定管理業務に付随する業務」のうち④「その他の業務」以外の業務

③　その他市長が必要と認める業務

(12) モニタリング及び評価に関する事項について

①　指定管理者は，利用者アンケート及びセルフモニタリングを実施し，その結果を毎年度報告してください。

②　市長は，指定管理業務等の実施状況についてモニタリング及び評価を行いますが，その実施に協力してください。

③　今回の選定を経て指定された指定管理者が，当該施設の次回の選定に応募した場合には，上記②の評価をもとに，実績評価点の評価を行います。

(13) 労働関係法令の遵守について

指定管理者は，業務に従事する者の労働に関する権利を保障するため，次に掲げる法律のほか労働関係法令を遵守してください。

労働基準法，最低賃金法，労働安全衛生法，労働組合法，男女雇用機会均等法，
労働者災害補償保険法，雇用保険法，健康保険法，厚生年金保険法，労働契約法，
パートタイム労働法

(14) 障害を理由とする差別の解消の推進について

指定管理者は，障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領に準じて，合理的配慮の提供を行ってください。

(15) その他の管理の基準

別紙２「指定管理業務等仕様書」のとおり

８　指定管理者が行う業務（以下「指定管理業務等」という。）の範囲

管理業務等の詳細は**別紙２「指定管理業務等仕様書」**のとおり

（１）指定管理業務

①　施設の運営に関する業務

②　施設及び附属設備等の維持保全に関する業務

（２）仙台市スポーツ施設条例施行規則第２条に規定する事業（以下「自主事業」という。）

（３）指定管理業務に付随する業務

①　仙台市市民利用施設予約システム利用者登録業務

②　屋外スポーツ施設等の抽選申込受付け関連業務

③　屋外スポーツ施設等の使用許可事務手続き業務

④　その他の業務

施設内を対象として仙台市長から行政財産目的外使用許可を受けた者が負担すべき光熱水費用等の立替えに関する業務等

（４）委託業務（指定管理業務とは異なる「指定管理者」たる団体に別途委託するもの）

施設使用料の徴収事務，収納事務及び還付事務

（５）指定管理者交代に伴う業務

①　下記「９」に定める指定管理業務期間に関わらず，仙台市議会において，指定管理者の指定が議決された後の指定通知後，直ちに現在の指定管理者から引継ぎを受け，業務開始準備作業を行ってください。なお，準備業務に要する費用については，選定された団体が負担するものとします。

②　次の指定管理者に対し，引継ぎを行ってください。

（６）事業報告書等の提出

① 地方自治法第 244 条の 2 第 7 項の規定に基づき，事業年度が終了するごとに，施設管理運営業務等に関して，事業報告書を市長あて提出してください。

② 次の事業年度の指定管理業務等について，事業計画書を市長あてに提出してください。

（７）スポーツ行政等に対する協力業務

① 使用調整事務に対する協力業務

② スポーツ施設運営全体調整事務に対する協力業務

③ 相談事務に対する協力業務

④ 広報業務に対する協力業務

⑤ マイタウンスポーツ活動推進事業に対する協力業務

⑥ その他施策の企画・立案に対する協力業務

（８）その他市長が必要と認める業務

９ 指定管理業務期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

10 指定管理業務等に関する経費等の取扱い

（１）指定管理業務等（自主事業，指定管理業務派生業務を除く。）に要する標準的経費の金額 380,000,000 円（税込）【５年間】

（２）指定管理料の額

仙台市は指定管理者に対し指定管理料を支払います。指定管理料の額は，市長が指定管理者として指定した団体が提案した「事業計画書」中「収支計画書」に「必要指定管理料」として記載した合計金額及び上記（１）に定める金額のうち低額な方を上限額として，市長と指定管理者との間で協議し，基本協定により定めた金額とします。また，年度協定により事業年度ごとの指定管理料を決定します。

なお，収支計画の作成に当たっては，指定管理期間を通じて消費税を１０％として積算してください。

また，（１）の金額は，今後のさまざまな変動要素を含んだ額となっています。事業年度毎の収支計画の積算に当たっては，燃料費及び光熱水費等を始め，国内外の経済動向を踏まえ十分に検討してください。

（３）指定管理者が行う修繕

過去 5 年間における，指定管理者による修繕の詳細は，参考資料 4 のとおりです。

指定管理者が行う修繕の範囲は，別紙２－４－１に掲げるものは 1 件 100 万円未満，別紙２－４－１に掲げるもの以外は 1 件 10 万円未満としていますが，上記（１）の標準経費には，そのほかに 10 万円を超える修繕や設備点検項目にかかる修繕であっても，仙台市と協議の上で指定管理者が実施する「施設の長期的な維持のための予防保全という観点から計画的に実施できる修繕」及び「施設の現行機能維持のために必要な緊急的な修繕」のための費用が含まれています。

収支計画の作成に当たっては，これまでの修繕実績より想定される修繕費用 200 万円と，上述の仙台市と協議の上で実施する修繕費用 100 万円を年間の修繕費の最低金額として提

案してください。

（4）事業年度毎の指定管理料の支払い方法

事業年度毎の指定管理料は，指定管理者の支払い請求に基づき，分割して支払います。

（5）事業年度毎の指定管理料の支払い時期

指定管理者が行う支払い請求の時期及び金額は，次のとおりとします。

① 4月　事業年度毎の指定管理料の25%相当額（千円未満切捨て）

② 7月　事業年度毎の指定管理料の25%相当額（千円未満切捨て）

③ 10月　事業年度毎の指定管理料の25%相当額（千円未満切捨て）

④ 1月　事業年度毎の指定管理料から，①から③までの合計額を控除して得た額

（6）施設使用料の取扱い

施設使用料の収入は仙台市に帰属します。

（7）自主事業等について

① 指定管理者は，あらかじめ市長と協議を行い，自主事業から収入を得ることができます。

② 指定管理者は，あらかじめ市長の承諾を得て，指定管理業務等に派生し施設利用者の利便に供する業務（自主事業を除く）を行い，収入を得ることができます。

※自主事業及び派生業務の実施については，市長との協議または市長の承認を経て実施できるものであり，指定管理者の候補者として選定された場合であっても，選定をもって応募に際して作成した事業計画を担保するものではありません。

③ 指定管理者が自主事業を行う際には，施設使用料が発生します。

（8）報奨金について

仙台市根白石温水プールの年度ごとの使用料の決算額が基準額を超えた場合，仙台市は超えた分の50%に相当する金額を報奨金として指定管理者に支払います(千円未満切捨て)。

令和8年度の基準額については，15,527,900円（令和2年度から令和6年度の間の最大利用料収入）とします。

また，指定管理期間中に指定管理者の責任によらない事情に基づく休館等があった場合でも，基準額の調整は実施しません。

（単位:円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
仙台市根白石温水プール	12,220,760	13,620,820	13,977,490	14,769,110	15,527,900

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため，令和2年度は約2か月間臨時休館，令和3年度は約2か月間施設を臨時休館した。

１１　事業の継続が困難となった場合の措置及びリスクへの対応等

（1）基本的なリスクの分担は次のとおりとします。

種　　類	内　　容	負担者	
		仙台市	指定管理者
物価・金利変動	物価・金利の変動に伴う経費の増加又は収入の減少		○
法令等の変更	指定管理者制度や施設の管理に影響を及ぼす法令等の変更	協議事項	
	上記以外の法令等の変更		○
税制変更	消費税（地方消費税含む）に係る税制の変更	○	
	指定管理者の利益に課される税に係る税制の変更		○
	上記以外で管理運営に影響を及ぼす税制の変更	協議事項	
	上記以外の税制の変更		○
資金調達	資金調達ができなくなったことによる管理業務の中断等		○
需要変動	需要変動による収入の減少		○
業務内容の変更	行政上の理由による業務内容の変更に伴う経費の増加	協議事項	
	指定管理者の提案に基づく指定期間中途の業務内容の変更に伴う経費の増加		○
不可抗力	不可抗力に伴う事業の中断	協議事項	
施設の損壊等による修繕，事業の中断	指定管理者の管理瑕疵に基づく施設・設備の損傷に伴う修繕費用等の増加及びそれに伴う事業の中断等		○
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で１件 10 万円以上のもの(別紙２－４－１に掲げるものを除く)	○	
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で１件 100 万円以上のもの(別紙２－４－１に掲げるものに限る)	○	
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で１件 10 万円未満のもの		○
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で１件 100 万円未満のもの(別紙２－４－１に掲げるものに限る)		○
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕等に伴う事業の中断等	協議事項	
許認可等	仙台市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止・延期	○	
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止・延期		○
第三者への賠償	指定管理者の故意又は過失により損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
引継費用	管理の引継ぎに必要な費用		○
その他管理経費の増大	本市以外の要因による管理経費の増大		○

（２）管理業務を行うに当たって加入することが必要な保険について

施設，機器の不備又は管理上の瑕疵に起因する事故に対応するため，指定管理者はリスクに応じた保険等に加入してください。なお，当該保険は，施設所有者（仙台市），近隣住民等及び施設利用者に対する賠償リスク並びに個人情報漏洩リスクに対応したものとしてください。

１２　業務の委託等

指定管理者は，本業務を一括して第三者に委託し，又は請け負わせることはできません。ただし，施設の管理に関する業務において主要部分ではない業務を個々に委託する場合で，事前に本市に書面で申請し，書面による承諾を得たときはこの限りではありません。

１３　その他

（１）申請の撤回，申請書類の修正について

申請の撤回および申請書類の修正はできません（軽微な修正を除く。）

（２）租税公課等について

① 指定管理者は，原則として法人税，法人市・県民税，法人事業税及び事業所税等の課税の対象となります。このうち法人市民税は，指定管理施設を含む事務所等が所在する区ごとに課税されます。また，事業者が施設内に設置した設備等の事業用資産（償却資産）は，固定資産税の課税対象となる場合があり，資産の所在する区ごとに償却資産の申告が必要となります。必要な手続き等については，管轄の税務署，宮城県税務課，市役所市民税企画課法人課税係並びに資産課税課償却資産係等の関係機関にお問い合わせください。

② 指定管理業務の対象施設（仙台市が公共の用に供する固定資産に限る。）の固定資産税は非課税です。

（３）留意事項

① 選定審査対象からの除外（失格事項）

次の要件に該当した場合は，該当する申請については，失格とし，審査の対象から除外します。また，グループ申請する場合においては，構成団体が次の要件に該当した場合についても，グループによる申請を失格とします。

ア　選定団体が決定するまでの時期に選定審査に関する照会又は要求等を申し入れた場合

イ　本件募集に関して，選定委員又は関係する本市職員に対し，接触を求めた場合

ウ　提出書類に虚偽の記載があった場合

エ　この要項に違反又は著しく逸脱した場合

オ　提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合

カ　その他不正行為があった場合

② 指定の取消しについて

市長が管理業務等を継続することが適当でないと認めるときは，指定を取り消すことができます。この場合，指定管理者の損害に対して市は賠償しません。また，取消しに伴う仙台市の損害について，指定管理者に損害賠償を請求することがあります。

③ その他の留意事項

その他の留意事項は**別紙２「指定管理業務等仕様書」**のとおり

（４）その他

市議会の議決を経るまでの間に指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは，候補者を指定管理者に指定しないことがあります。

なお，市議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においても，施設に係る業務及び管理の準備のために支出した費用については，一切補償しません。

また，指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために本市が行う指示に従わないとき，その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは，指定管理者の指定を取消し，若しくは期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。この場合，指定管理者の損害に対して市は賠償しません。

また，取消し又は停止に伴う仙台市の損害について，指定管理者に損害賠償を請求することがあります。

１４　添付資料

（１）申請様式等　様式１～８

（２）参考資料

①　「スポーツ施設利用者数」
②　「プール利用者数」
③　「光熱水費実績」
④　「修繕費実績」
⑤　「設備点検等費実績」
⑥　「指定管理業務等の収支」
⑦　「苦情・要望一覧表」

別紙1「施設概要」（根白石温水プール）

Ⅰ　根白石温水プール

1　設置時期　　平成 3 年 4 月 27 日

2　構造　　鉄筋コンクリート造一部鉄骨造一部 2 階建

3　敷地面積　　4,500.00 ㎡

4　延床面積　　1,416.74 ㎡

（これの他 353.11 ㎡は，仙台市根白石保健センター及び仙台市根白石老人憩の家と共用）

5　個別施設

(1) 温水プール

① 25mプール　　6 コース，長さ 25m×幅 13m，水深 1.1m～1.3m，水面面積　325.00 ㎡

② 幼児プール　　水深 0.4m，水面面積　14.785 ㎡

③ 共用・専用　　便所，採暖室，更衣室・シャワー室，ロビー，トレーニング室 107.31 ㎡，事務室・監視員室，機械室，電気室，器具庫・２F 会議室

(2) 駐車場等

① 駐車場

ア 屋外・無料，アスファルト敷き，面積 561 ㎡，駐車台数 33 台 他障害者用 1 台あり

② 駐輪場

ア 屋外，駐輪台数 10 台

※　駐車場及び駐輪場は，仙台市根白石保健センター及び仙台市根白石老人憩の家との共用

(3) 植栽

① 屋外敷地内

(4) その他

本施設は，仙台市根白石保健センター及び仙台市根白石老人憩の家との合築施設となっている。

① 仙台市根白石保健センター

ア　床面積　　423.66 ㎡

イ　専用部　　事務室，健康診査室，集団指導室，健康相談室，面接室

② 仙台市根白石老人憩の家

ア　床面積　　150.72 ㎡

イ　専用部　　和室，洋室，厨房，便所，倉庫，（専用玄関）

別紙2「指定管理業務等仕様書」（根白石温水プール）

Ⅰ　指定管理業務等の範囲

1　施設の運営に関する業務

（1）予約関連業務（随時業務）

①　専用使用許可関連業務

ア　自施設分の許可関連事務

※　仙台市市民利用施設予約システムによる台帳管理と紙台帳管理の二重管理を行うこと

a　施設使用許可申請事前相談業務

b　施設使用許可業務（許可・不許可）

c　施設使用許可取消し

イ　自施設以外の屋外スポーツ施設等分の許可事務手続（特定種目の使用にかかる事務手続きはできない。）

※　屋外スポーツ施設等：
仙台市スポーツ施設運営要領別表1中欄に掲げる施設及び仙台市都市公園条例別表第7左欄に掲げる野球場，庭球場及び運動広場

※　特定種目：
仙台市市民利用施設予約システムにおいてインターネット等からの申込ができない種目

②　個人使用許可（個人使用の対象となる個別施設に限る。）

ア　施設使用許可申請事前相談業務（専用使用日・時間帯の周知含む。）

イ　施設使用許可業務（許可・不許可）

ウ　施設使用許可取消し

③　優先予約承認関連事務

ア　優先仮予約承認相談業務

イ　優先仮予約承認事務

ウ　優先仮予約承認分の使用申込受付け事務

a　使用申込期限の日における申込み状況確認

b　使用申込期限非遵守分の申込督促

c　事前協議

○　利用規定及び開門・閉門時刻の説明

○　有料附帯設備使用，物品使用，来館・来場車両台数把握

エ　優先仮予約承認取消し事務

オ　使用調整協力事務

④　休止関係事務

ア　施設及び設備に事故があり使用できない場合，使用できるようになるまでの期間は事故にかかる個別施設は期間を定めて休止とする。

イ　休止期間中を使用対象日とする対象施設の使用承認，仮予約承認及び抽選結果当選の認定を受けている利用者を把握

ウ　当該利用者に対する連絡（休止の旨，使用料関係手続き，代替使用調整）

エ　休止期間中が抽選申込業務期間に該当する場合は，市長が別に指定する者と速やかに協議する。

⑤　販売行為等の承認

⑥　入館の制限その他施設の秩序維持に関する事務

当該業務については，「利用の手引き」を作成し，利用者に周知すること。

また，公の施設における暴力団の利益活動を排除する措置の事務手続については，「仙台市暴力団排除条例（平成25年仙台市条例第29号）」に基づく「仙台市暴力団排除条例に関する事務処理要領」によること。

⑦　施設の仕様にあたって，特別の設備を設け，または特殊な物件を搬入しようとするときの当該行為の承認又は不承認

⑧　使用許可等の条件の変更，施設使用の停止命令又は使用許可等の取消

（２）施設使用の際の受付け等業務

①　供用開始前準備業務（日次業務）

ア　施設内の事前点検

イ　当日使用分の申込み内容の確認

②　使用受付け業務（随時業務）

詳細は別紙２－１「使用受付け業務詳細」のとおり

③　供用中安全管理・監視業務（日次業務）

詳細は別紙２―２「供用中安全管理・監視業務詳細」のとおり

④　使用終了受付け（随時業務）

ア　使用終了時刻遵守確認

イ　原状回復確認・使用報告書受領（専用使用の場合に限る。）

ウ　設営物等撤去の立会い

エ　貸出し物品の返却確認

⑤　供用終了後確認等業務（日次業務）

ア　当日使用実績状況の記録作成

イ　施設内の事後点検

ウ　拾得物管理

⑥　雨天等使用者の責めによらない事由により使用できなかった場合のその旨の記録作成

⑦　見学者への応対（随時業務）

（３）年間計画策定（年次業務）

①　保守点検日設定

②　自主事業日程設定

（４）総務的業務

①　各種調査・統計

②　予算及び決算業務

③　広報業務

詳細は別紙２―３「広報業務詳細」のとおり

④　スポーツ施設等全体の運営調整

⑤　利用者・近隣住民からのクレーム処理

⑥　職員に対する研修

⑦　指定管理業務等に伴い受領,作成した書類等(図面,電子データを含む。)の管理

⑧　指定管理業務等に関する規程の作成・見直し

⑨　施設及び設備等の機能向上・改善を要する事項の把握・研究

⑩　指定管理業務等の実施内容に関する記録の作成・保管

⑪　施設運営改善・施設使用料増収に関する調査・研究

２　施設及び設備等の維持保全に関する業務

（１）業務内容

特記すべき業務の詳細は別紙２－４「施設及び設備等の維持保全に関する業務詳細」のとおり

①　施設及び設備等の機能点検及び検査並びに必要に応じた機能回復に関する業務（次のア及びイの業務は除く。）

ア　別紙２－４「施設及び設備等の維持保全に関する業務詳細」に掲げる業務以外の業務のうち，1件あたり10万円以上100万円未満の経費を要する修繕業務（契約により業務を他者に委託又は請負等により行わせる場合に限る。）の場合における委託又は請負等により業務を行う者の選定並びに委託又は請負等にかかる契約金額の決定及び指定管理料等からの負担に関する業務

イ　1件あたり100万円以上の経費を要する修繕・改修業務の場合における業務を他者に委託又は請負等により行わせる契約締結，履行確認及び契約金額の支出（契約金額の負担を含む。）に関する業務

※　施設及び設備等

施設（敷地内の植栽及び工作物含む。）敷地，設備，備品及びその他の物品

②　施設及び設備等の運転又は日常管理

③　上記①及び②の業務の実施記録作成及び保管

（２）留意事項

①　業務を行うにあたり必要な資格等がある場合は，資格がある者が業務を行うこと。

②　消防法第8条第1項に規定する防火管理上必要な業務を行うこと。

③　電気事業法第39条に規定する電気設備の技術基準への適合維持に関する業務を行うこと。

④　施設の臨時休館を伴う業務は，施設の休館による利用者への影響が少ない時期に行うこと。

3　地域スポーツ活動の推進に関する業務

学区民体育振興課等の地域スポーツ団体の活動の活性化に向けた啓発活動や支援等

4　指定管理業務に付随する業務

（１）仙台市市民利用施設予約システム利用者登録業務（随時業務）

①　新規登録受付

②　変更登録受付

③　報告事務（月次業務）

登録受付け分の報告

④　その他

仙台市預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書の交付

（２）屋外スポーツ施設の抽選申込受付関連業務

①　抽選申込受付け・代行入力（随時業務）

5　施設使用料の徴収事務，収納事務及び還付事務に係る委託業務

（１）施設使用料徴収事務（日次業務）

①　歳入を調定する事務

②　納入を通知する事務

③　収入を受け入れる事務（収納事務）

④　その他，これらに付随する事務

⑤　払込事務（収納金を指定金融機関等に払い込む事務）

（２）施設使用料の還付事務（随時業務）

①　現年度分の使用料の還付（随時業務）

②　過年度分の使用料の還付（随時業務）

③　使用料の還付に要する資金の請求（月次業務）

④　使用料の還付に要する資金の管理（日常業務）

⑤　使用料の還付に要する資金の返還に関する事務（年次業務）

⑥　使用料の還付に要する資金の果実返還に関する事務（随時業務）

（３）諸帳簿の整理，保管の事務（日常業務）

（４）報告事務（月次業務）

①　調定事務

②　収納事務

③　還付事務

（５）適格請求書（以下，「インボイス」という）交付事務(随時業務)

① インボイスの作成

② 返還のインボイス作成及び交付(使用料が口座振替で納入された場合を除く)

③ 修正のインボイスの作成及び交付

④ アからウの写しの交付

⑤ その他，これらに付随する事務

（６）留意事項

（１）および（２）に示された業務を受託するには，指定管理者が地方自治法第２４３条の２第１項の規定に基づく指定公金事務取扱者の指定を受ける必要がある。

６ その他

市民利用施設予約システムの端末の他，事務室内にパソコンを用意し，電子メールを使用できるようにすること。

Ⅱ　管理の基準詳細

１　施設の公共性確保について

利用者のニーズ及び現在の一般利用者の利用状況を踏まえて，適切に自主事業の実施，一般公開の設定を行うこと。

２　配置する職員について

配置する職員は，別に定める要件の他，次の要件を満たすよう適切に配置すること。

（１）施設長について

施設の責任者として，施設長を配置すること

（２）配置する職員に求める要件

①　次のすべての要件を満たす職員を常時配置すること

ア　施設で使用可能なスポーツ種目に関し必要な知識を有している者

イ　使用料等公金の徴収事務を遂行するに必要な知識を有している者

ウ　施設使用許可等行政処分に関する事務を遂行する必要な知識を有している者

エ　仙台市スポーツ推進計画等スポーツ施設運営上把握すべき行政施策を熟知している者

オ　仙台市内におけるスポーツ活動の状況及びアマチュアスポーツ組織等スポーツをとりまく状況を熟知している者

② 配置する職員の半数以上の者を，類似のスポーツ施設の運営に携わった経験を2年以上有する者とすること

（３）配置する職員が行う業務時間の要件

① 供用日

ア　日次業務開始時刻　午前8時30分以前の時刻

イ　日次業務終了時刻　最も遅く供用終了する個別施設の供用終了時刻の後30分後以降の時刻

② 休館日のうち保守点検を行う日

ア　日次業務開始時刻　午前8時30分以前の時刻

イ　日次業務終了時刻　午後5時以降の時刻

（４）配置する人数に関する要件

別紙２－５　「配置する人数に関する要件詳細」のとおり

（５）職員の資質向上について

職員の資質向上を図るため，定期的に研修を実施するものとする。また，採用又は配置替えにより新たな職員を配置する場合は，当該職員に対する研修を実施するものとする。なお，定期的な研修内容には，倫理保持・服務規律遵守に向けた取り組みに関することを含むこととする。

（６）業務を実施する際に必要な資格等について

① 個別の業務に関して，法令等により資格が定められている場合のほか，温水プールの監視業務に従事させる職員には，次のいずれかの資格を有していることを要件とする。

ア　日本スポーツ施設協会が認定する水泳指導管理士

イ　日本水泳連盟他が認定する公認水泳教師

ウ　日本赤十字社が認定する水上安全法救助員又は救急法救急員

エ　特定非営利法人日本プール安全管理振興協会が認定するプール安全統括管理者，プール安全主任責任管理者又はプール安全管理者

オ　その他上記資格と同等以上と仙台市が認める資格

② トレーニング室の安全管理・監視業務に従事させる職員には，次のいずれかの資格を有していることを要件とする。

ア　健康・体力づくり事業財団が認定する健康運動指導士

イ　健康・体力づくり事業財団が認定する健康運動実践指導者

ウ　日本スポーツ協会が認定するスポーツプログラマー

エ　日本スポーツ協会が認定するアスレティックトレーナー

オ　日本スポーツ協会が認定するフィットネストレーナー

カ　日本スポーツ施設協会が認定するトレーニング指導士

キ　日本トレーニング指導者協会が認定するトレーニング指導者

ク　その他上記資格と同等以上と仙台市が認める資格

（７）その他

新たに人員を雇用する際は，市内在住者の雇用に配慮してください。

３　遵守すべき法令等

○　地方自治法
○　地方自治法施行令
○　仙台市スポーツ施設条例
○　仙台市スポーツ施設条例施行規則
○　仙台市スポーツ施設運営要領
○　個人情報の保護に関する法律
○　仙台市情報公開条例
○　仙台市行政手続条例
○　仙台市暴力団排除条例
○　仙台市暴力団排除条例に関する事務処理要領
○　仙台市市民利用施設予約システムの運用及び利用者登録等に関する規則
○　仙台市市民利用施設予約システムの利用者登録等に関する要綱
○　仙台市会計規則
○　指定管理者が行う公の施設の管理に関する情報の公開に関する要綱
○　指定管理者が行う公の施設の管理に関する個人情報の開示等に関する要綱
○　仙台市都市公園条例
○　仙台市都市公園条例施行規則
○　仙台市都市公園内野球場･庭球場･運動広場運営要領
○　仙台市スポーツ施設使用料減免要領
○　仙台市杜の都せんだい元気はつらつチャレンジカード事業実施要綱
○　仙台スポーツトワイライト・パス事業実施要綱
○　仙台市スポーツ施設温水プール管理運営要領
○　仙台市スポーツ施設温水プール管理運用基準
○　仙台市遊泳用プール指導要綱
○　市有建築物等点検指針
○　消防法
○　仙台市スポーツ施設トレーニング室管理運営要領
○　上記の他に指定管理業務を行うにあたり遵守すべき法令等

※仙台市の条例及び規則は以下のURLより検索して参照してください。
（https://www.city.sendai.jp/bunsho/shise/reki/reki/index.html）

※仙台市の要領及び要綱は添付資料を参照してください。

４　指定管理者は，募集要項に定める「より一層の利用者サービスの向上」を実現

するため，仙台市が貸与する備品のほか，必要な物品については指定管理者の負担で調達してください。

なお，現指定管理者がその負担において調達している物品は，別紙２－６「指定管理者が調達している物品等詳細」のとおりです。

Ⅲ　協定概要

１　基本協定

○ 協定期間
○ 権利義務の譲渡の禁止
○ 管理業務の範囲
○ 市民利用施設予約システム
○ 事業計画書等の提出
○ 委託の禁止
○ 個人情報の取扱い
○ 秘密保持の義務
○ 情報セキュリティ対策
○ 情報公開の推進
○ 指定管理料の額及び支払いに関する事項
○ 報奨金に関する事項
○ 会計独立に関する事項
○ 修繕，備品等の費用負担
○ 事業報告書等の提出
○ モニタリング及び評価について
○ 指定の取消し及び業務停止に関する事項
○ 損害賠償に関する事項
○ リスク分担に関する事項
○ 障害を理由とする差別解消の推進
○ 倫理保持・服務規律遵守に向けた取組みの実施
○ 原状回復に関する事項
○ 引継ぎに関する事項
○ 自主事業
○ 派生業務
○ 委託業務
○ その他必要と認める事項

２　年度協定

○ 事業年度における管理業務等
○ 事業年度毎の指定管理料の額及び支払方法
○ 研修等の実施

○ その他必要と認める事項

Ⅳ　その他の留意事項

1　指定管理業務期間の前に指定管理者が行うべき事項

（1）協定の締結

基本協定の締結

（2）協議

① 業務の一部を他者に行わせる場合の仙台市との協議

② 自主事業に関する仙台市との協議

③ 各年度の年度協定の締結に関する仙台市との協議

（3）承諾願い

① 開館の延長を行う場合の市長への承諾願い

② 指定管理業務等に派生し施設利用者の利便に供する業務を行う場合の市長への承諾願い

（4）報告

① 配置する職員等に関する報告

② 指定管理業務等に関し作成した規程の報告

③ 指定管理業務等に伴い想定されるリスクに応じ加入した保険に関する報告

（5）その他

現在の指定管理者から引継ぎを受けること

2　原状回復について

指定管理者は指定管理業務期間が終了した際（指定管理者の指定を取消す等のために業務が終了した場合を含む。）は，施設及び設備等の状態を指定管理業務開始時の原状に復する（機能低下があった場合の機能低下前の状態にすることを含む。）ものとします。

ただし，指定管理者が市長の承諾を受けて行った機能向上を行った箇所，市長が行った機能向上の箇所及び市長が特に必要であると認める箇所については，この限りではありません。

3　仙台市が貸与等する物品について

（1）仙台市が指定管理者に対し貸与する物品（備品及びその他の物品）

別紙２－７「仙台市が指定管理者に対し貸与する物品」のとおり

※ これらの物品は，仙台市と指定管理者との間で使用貸借契約を締結することにより，仙台市が指定管理者に貸与するものです。

（2）トレーニング室については，現指定管理者が別紙２－６「指定管理者が調達している物品等詳細」のとおり、物品を調達しています。

指定管理者は同等のトレーニング器具等を調達するか，利用者のニーズ等に応

じ，指定管理者の判断で必要と思われる物品等を配置するものとします。
なお，その際リース契約等により調達する場合は指定管理料から支出することができますが，購入する場合は指定管理料とは別に指定管理者自らの負担とします。

（３）仙台市市民利用施設予約システム職員用端末関係機器（ディスプレイ・パソコン本体・プリンタ及び周辺機器を含む。テーブル・椅子等は含まない。）も使用可能です。

４　その他の留意事項

（１）施設の電話番号及びＦＡＸ番号は変更しないこと

（２）その他の留意事項

別紙２－８「その他の留意事項」のとおり

別紙２－１「使用受付け業務詳細」（根白石温水プール）

Ⅰ　業務の内容

１　個人使用の場合

（１）入場券の購入方法等案内

（２）入場券又は回数券裏面への入場時刻の打刻（温水プール）

（３）利用者に対する使用可能種目・面（台）数等の説明

（４）利用者に対する使用可能時間の通知

（５）必要に応じた個人使用待機時間等の説明

（６）利用者に対する利用規定等の周知及び説明

（７）個人使用可能区域に入場させる際の入場券の確認

（８）退場する者から入場券又は回数券を回収し，利用時間を超過している場合には，超過時間に応じて使用料の精算案内（温水プール）

（９）入場者数の把握及び定員管理（入場制限・入場者整理）

２　トレーニング室の特記事項

（１）利用方法等案内

①　仙台市スポーツ施設トレーニング室管理運営要領第2条第2項に規定する書類の提示の必要性の説明

②　トレーニング室使用中等人数情報の提供

③　トレーニング室機器等構成の説明

３　専用使用の場合

（１）使用承認書の確認・確認済印押印又は仙台市市民利用施設予約システム利用者カードによる確認

（２）使用料の納期・納入状況確認

（３）使用報告書様式の交付

（４）使用上の注意事項の説明

（５）入場者の確認

（６）設営物の設営立会い（設営物がある場合）

（７）貸出物品の受渡し・取扱方法説明（物品使用がある場合）

別紙２－２「供用中安全管理・監視業務詳細」（根白石温水プール）

Ⅰ　温水プール

※　遊泳用プールの衛生基準について（平成19年5月28日付 健発第0528003号 厚生労働省健康局長通知）に基づく体制を整えるとともに，関係基準，指針及び注意事項を順守し，事故が発生しないよう利用者の安全を確保すること。

１　業務の目的

（１）プールの安全確保

（２）プールの衛生確保

（３）利用者の事故防止

（４）施設及び設備等の機能維持

２　業務内容

（１）　管理責任者及び衛生管理者の設置と管理体制の明確化

（２）　供用中の水面，水中，水底及びプールサイドの監視

（３）　事故者の救助，救急業務

（４）　プール内の衛生管理

（５）　プール函体及び付属設備の点検及び清掃

（６）　器具等の点検及び清掃

（７）　計器類の確認

（８）　業務に関する記録の作成

３　業務の対象区域等

（１）　２５ｍプール，幼児用プール，及びプールサイド

（２）　採暖室，高温採暖室,プール内シャワー

（３）　器具庫

（４）　更衣室・トイレ，シャワー室

４　日常業務

（１）　プール内巡視・監視，監視室内における監視及び待機

（２）　水質の監視及び管理

（３）　利用者の状況観察

５　業務の準備

（１）　監視業務を行う者は体調を整え，いつでも入水可能な状態に保つ。
また，注意力を低下させないために適宜交代で休憩時間を確保する。

（２）　監視員の監視場所，監視台の設置場所等，プールの構造を十分に考慮した上で死角のないよう監視体制の配置図等を作成し，監視員に周知徹底する。

（３）　救急用具を常に使用可能な状態に整備しておく。

（４） 業務を行う者は胸部圧迫やＡＥＤ等の救助法を常に訓練しておく。
（５） 管理の基準等利用規定を熟知しておく。
（６） 各設備の計器類の検針をする。

6　利用者に対する安全指導業務

遵守すべき法令等により利用者に対する遵守が明記されている事項の他，次の案内を行う。

（１） プールサイドを走ることの禁止
（２） タオルをもった入水の禁止
（３） 設備，備品及び物品等の適切な取扱い
（４） 迷惑行為の禁止
（５） シャワー使用後の入水
（６） 十分な準備運動後の入水
（７） 禁止された物品の持ち込みの禁止

7　利用者に危害が及ぶ可能性のある施設の異常が発見された場合の措置

（１） 危険個所に遊泳者を近づけない措置を取る。
（２） 遊泳者を速やかに避難させ，プール使用を中止する。
（３） プールの使用を中止した場合は，当該箇所の修理が完了するまでプールを使用しない。
（４） 排(環)水口の異常が発見された場合は，循環又は起流ポンプを停止する。

8　事故等を発見した場合の措置

（１） 直ちに笛を吹き，救助にあたる。
（２） 事故者を救助したら，安全な場所へ確保した上で保温するとともに，口中に異物がある場合は取り除き呼吸及び鼓動の有無を確認し，必要があれば，胸部圧迫やＡＥＤ等の蘇生法を実施する。
（３） 関係機関と連絡を取るとともに，他の利用者の整理にあたる。
（４） 異物（汚物）等を発見した時は，速やかに除去するとともに消毒清掃を行う。

9　プールの維持管理

（１） 供用中は定められた時間に，次の測定を行い，基準値を維持する。
　① 残留塩素，ｐＨ，水温，室温，湿度及び採暖室内温度
（２） 毎月１回以上，次の測定を行い，基準値を維持する。
　① ｐＨ，濁度，過マンガン酸カリウム消費量，大腸菌及び一般細菌
（３） 毎年１回以上の次の測定を行い，基準値を維持する。
　① 総トリハロメタン
　② レジオネラ属菌
（４） 供用時間前後及び供用中の定時ごとに排（環）水口の蓋等がネジ，

ボルト等により堅固に固定され，適切な安全対策が実施されているかを確認する。

（５） 供用終了後から次の供用開始前までの時間帯は，プールカバーシートをかけておく。（５月１日から９月３０日までの期間を除く）

10 衛生管理業務（日常業務）

（１） プール内の浮遊物及び水底沈殿物を除去する。

（２） プールサイドを水洗いし，ブラシ，ポリッシャーで擦り，水切りをする。

（３） プールサイドの内側の窓ガラスの清掃を行う。
（清掃可能な範囲内で可とする。）

（４） 採暖室，器具庫等は，水洗いをし，ブラシで擦り，水切りをする。

（５） 供用時間前後，供用時間中の適時，更衣室・トイレの点検清掃を行う。

（６） 器具庫内を整理整頓する。

（７） 水入れ替え時にプール本体の清掃を行う。（年１回以上）

11 コース設定

次の事項を考慮してコース設定を行う。

（１） 利用者の事故防止，円滑な監視業務の遂行

（２） 各利用者の使用種目（遊泳・競泳等）ニーズや使用レベル（上級・中級・初級・初心者）の考慮

（３） 全体利用者数

Ⅱ トレーニング室

１ 業務の目的

（１） トレーニング室の安全確保

（２） トレーニング室の衛生確保

（３） 利用者の事故防止

（４） 施設及び設備等の機能維持

２ 業務内容

（１）業務概要

① 供用中のトレーニング室内の監視（監視カメラ可とする）

② 事故者の救助，救急業務

③ トレーニング室内の衛生管理

④ トレーニング室内の設備及び機器等の点検及び清掃

⑤ 利用者に対するトレーニング関係知識の普及，助言及び指導

⑥ 業務に関する記録の作成

（２）業務の対象区域等

① トレーニング室

（３）日常業務

① トレーニング室の巡視，事務室内における監視及び待機

② 利用者の状況観察

③ トレーニング室内の湿度・温度管理

④ トレーニング機器等の使用方法の説明

⑤ 利用者に対する安全で効果的かつ体力・目的に応じたトレーニングプログラムの提供

⑥ 利用者に対する健康体力づくりについてのアドバイスや相談業務の実施

（４）業務の準備

① トレーニング機器等の点検・清掃

② 管理の基準等利用規定を熟知しておくこと

③ トレーニング関係知識を熟知しておくこと

（５）トレーニング講習会の開催等

「仙台市スポーツ施設トレーニング室管理運営要領」第２条第１項及び第２項に関すること

Ⅲ 施設共通

１ 業務の目的

（１）利用者間のトラブル防止

（２）近隣への迷惑回避

（３）利用者の事故防止

（４）施設及び設備等の機能維持

２ 業務の内容

（１）利用者の状況観察等

事故発生の際は，状況把握，応急措置，事故拡大防止，記録作成及び関係機関への連絡を行う。

（２）利用者の持ち込み物外観確認

（３）供用中における施設及び設備等の状況観察

① 破損等の際は，応急措置，事故拡大防止，記録作成及び関係機関への連絡並びに修繕を行う。

② 破損等のため施設が使用不能となった場合は，復旧するまでの間，当該個別施設について休止処理を行うと。

③ 利用者への安全指導業務

遵守すべき法令等により利用者に対する遵守が明記されている事項の他，次の案内を行う。

ア 火気使用禁止

イ　迷惑となる音の発生禁止
ウ　違法駐車禁止
エ　貴重品管理徹底
オ　壁面，ガラス面及びアクリル面等強度が低い部位の破損防止
カ　ゴミの持ち帰り
キ　飲酒禁止
ク　敷地内での喫煙禁止
ケ　所定位置以外でのボール等を使用した運動行為禁止

（４）　一般公開における特記事項(対象施設のみ)

一般公開を実施する際は，上記（１）～（３）の規定に定める業務のほか，次の業務を行うものとする。

①　利用中の利用人数の把握
②　利用者の利用時間，利用待機時間の把握
③　必要に応じた利用者間の利用機会の均衡措置

別紙２－３「広報業務詳細」（根白石温水プール）

Ⅰ　広報の対象

利用者が必要とする情報及び指定管理者の運営が適切である旨を明らかにするための情報を広報すること

１　施設に関する広報

施設名称・所在地・個別施設・交通手段

２　施設の運営規定等に関する広報

施設使用料・供用時間・申込み方法・使用可能種目

３　施設運営に関する広報

行事予定表（自主事業設定状況・空き状況・優先予約承認状況・休館日）

４　施設運営統計に関する広報

Ⅱ　広報時期

１　利用者が必要とする時期及び頻度で広報を行うこと

２　施設運営上支障が生じない時期に広報を行うこと

Ⅲ　広報の方法

１　効果的かつ公平な方法で広報すること

２　利用者間の情報格差を配慮して広報すること

別紙２－４「施設及び設備等の維持保全に関する業務」（根白石温水プール）

※ 業務内容等は 別紙２－４－１「施設及び設備等の維持保全に関する業務詳細」に記載

項目		点検種別	実施周期	法定点検 関係法令	点検資格等	備考
清掃業務	定期清掃業務		通年			
	日常清掃業務		常時			
警備業務	財産保全業務		通年			
	実態把握及び被害拡大防止業務 機械警備装置運用保守管理業務					
	通報業務					
	防火管理業務			消防法第8条	防火管理者	
設備保守点検業務	建築設備定期点検	定期点検	1回/年	建築基準法第12条	一級建築士等	
	防火設備定期点検	定期点検	1回/年	建築基準法第12条	一級建築士等	
		定期点検	1回/年	（メーカー保守点検）		
	受変電設備及び自家用工作物 保守点検業務	保安点検	1回/年	電気事業法第42条	電気主任技術者	
	自動扉保守点検業務	定期点検	3回/年	（メーカー保守点検）		
	シャッター設備保守点検業務	定期点検	2回/年	（メーカー保守点検）		
	監視カメラ設備保守点検業務	定期点検	1回/年	（メーカー保守点検）		
	機械警備設備設備保守点検業務	定期点検	1回/年	（メーカー保守点検）		
	危険物及び少量危険物 保守点検業務	漏洩点検	1回/年	消防法規則第62条の5の2	なし	
		定期自主点検	1回/月	消防法第14条の3の2	なし	
	ボイラー設備保守点検業務	定期点検	2回/年	（メーカー保守点検）		
	ばい煙濃度測定業務	定期点検	2回/年	大気汚染防止法第16条	環境計量士	
	空調機（PACｴｱｺﾝ） 保守点検業務	簡易点検	1回/3月	フロン排出抑制法第16条	なし	
		定期点検	2回/年	フロン排出抑制法第16条	なし	
	中央監視装置及び自動制御設備 保守点検	定期点検	1回/年	（メーカー保守点検）		
	換気設備保守点検業務	定期点検	1回/年	（メーカー保守点検）		
	受水槽等清掃保守点検業務	定期清掃点検	1回/年	水道法第34条の2	なし	
	簡易専用水道検査業務	定期検査	1回/年	水道法第34条の2	（指定検査機関）	
	貯水槽等清掃保守点検業務	定期清掃点検	1回/年	（メーカー保守点検）		
	ポンプ設備保守点検業務	定期点検	1回/年	（メーカー保守点検）		
	湯沸設備保守点検業務	定期点検	1回/年	（メーカー保守点検）		
	暖房設備保守点検業務	定期点検	1回/年	（メーカー保守点検）		
	消防設備保守点検	機器点検	2回/年	消防法第17条の3の3	消防設備士等	
		総合点検	1回/年			
ﾌﾟｰﾙ設備保守業務業務	ろ過装置他保守点検業務	定期点検	2回/年	（メーカー保守点検）		
	薬注装置保守点検業務	定期点検	2回/年	（メーカー保守点検）		
その他設備管理	ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ機器保守点検	日常点検	1回/日以上			
設備共通	AED保守点検	日常点検	1回/日以上			
	日常巡回設備点検	日常点検	1回/週以上			
植栽管理	除草・植栽剪定業務		1～4回/年			
その他	除雪業務		適宜			

＊ 建築基準法第12条に基づく建築物定期点検は，仙台市が実施とする。

別紙２－４―１　「施設及び設備等の維持保全に関する業務詳細」（根白石温水プール）

Ⅰ　根白石温水プール

1　清掃業務

（1）目的

① 施設の環境衛生の保全と，安全性及び快適性の維持

② 施設の美観維持

③ 施設及び設備の機能低下防止

（2）業務内容

適切な頻度による適切な方法による日常及び定期清掃（消耗物品の補充を含む。）を行う。

（3）留意事項

施設利用者の利用の支障にならないように業務を行うこと

2　警備業務

（1）目的

① 火災，不法侵入及び盗難等不良行為を未然に防止し，財産の保全を図る。

② 火災，不法侵入及び盗難等不良行為が発生した場合の，迅速な実態把握及び被害拡大防止

また，機械警備装置の運用保守管理を行う。

③ 火災，不法侵入及び盗難等不良行為が発生した場合の消防署及び警察署等 関係機関への迅速な通報，関係者宛て内容・経過報告

④ 防火管理業務

消防計画の作成，所轄消防署へ消防計画他・関係書類の提出，消火・避難訓練の実施，消防用設備の維持管理，他

3　設備保守点検業務

（1）目的

① 施設の円滑な運営確保

② 設備の機能低下防止

③ 法令等基準の適合確保

（2）建築設備定期点検業務

① 業務内容

ア　建築基準法第 12 条に基づく建築設備の点検を行うこと。

② 対象設備

ア　排煙設備，換気設備，非常用の照明設備，給水設備及び排水設備一式

（3）防火設備定期点検

① 業務内容

ア　建築基準法第12条に基づく建築設備の点検を行うこと。

イ　各警報器との連動試験を行うこと。

②　対象設備

ア　防火シャッター　3台　設置場所：1階ﾛﾋﾞｰ1台・2階ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ室2台

イ　防火扉　1台　設置場所：2階階段前1台

（４）受変電設備及び自家用工作物定期保守点検

①　業務内容

ア　電気事業法第42条に基づく受変電設備の定期点検を行う。

イ　点検方法等については，関係法令等に従うこと。

ウ　電気主任技術者立会のこと。

②　対象設備

ア　高圧受変電設備一式

○　引込電圧　3φ3W，6.6kV

○　変圧器　モールド型2台，総容量150kVA，

イ　配電設備，負荷設備一式

（５）自動扉保守点検業務委託

①　業務内容

ア　メーカーが推奨する定期保守点検を行う。

②　対象設備

機器番号	設置場所	台数	仕様
	正面玄関（内側） 正面玄関（外側）	2台	ﾅﾌﾞｺ社製 NATRUS　V型　VS85型 引分け

（6）シャッター設備定期点検

①　業務内容

ア　外観，機能，動作確認等についてメーカー推奨定期検査を行う。

②　対象設備

機器番号	設備	台数	仕様
	電動防火シャッター	3台	

（７）監視カメラ保守点検業務委託

①　業務内容

ア　カメラ動作，画像状況，機器作動確認等の定期保守点検を行う。

②　対象設備

機器番号	設置位置	機器，台数
	2階ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ室・ｷﾞｬﾗﾘｰ	監視ｶﾒﾗ2台，画像ﾓﾆﾀｰ1式，

（8）機械警備設備

① 業務内容

ア 各設備メーカー等の推奨する定期点検を実施する。

② 対象機器

設備	型式	台数	仕様
機械警備設備		1組	ＡＬＳＯＫ

（９）危険物及び少量危険物保守点検業務

① 業務内容

ア 地下重油タンク及び配管部は，消防法規則第62条の5の2第1に基づく漏洩点検を行うこと。

イ 屋内重油タンクは，消防法第14条の3の2に基づく定期自主点検を行うこと。

ウ 重油配管は，露出部の漏洩目視点検を行うこと。

② 対象設備

機器番号	名称	台数	仕様
OT-1	地下灯油タンク	1基	20,000L
OST-1	屋内灯油タンク	1台	ｻｰﾋﾞｽﾀﾝｸ 300L
	重油配管	一式	地下埋設配管，露出配管

(10) ボイラー設備保守点検業務

① 業務内容

ア 燃焼状況異常有無，着火装置点検，真空ヒーター部，安全装置，制御装置，本体・付属機器（電磁弁，排風機等）動作確認，計器類確認，水漏れ・ガス漏れ有無確認等のメーカー推奨定期点検を行う。

② 対象機器

機器番号	名称	台数	仕様・能力
B-1,2	鋳鉄製 真空式 温水ヒーター	2台	前田鉄工所社製, MFV-F1000K-55-N1-H 出力：1,163kW，灯油炊き ﾌﾟｰﾙ・一般暖房，25m・幼児ﾌﾟｰﾙ加熱 給湯

(11) ばい煙濃度測定業務

① 業務内容

ア 大気汚染防止法第16条に基づくばい煙測定を行う。

イ 測定物，測定方法については，同法で定める機器，方法に従うこと。

② 対象機器 及び測定場所

ア 温水ボイラーの排煙ダクトの測定口，計2台分

(12) 空調機（エアコン）保守点検業務

① 業務内容

ア フロン排出抑制法第16条に基づく目視等によるフロン漏洩点検を行う。

イ 総合点検，運転状況等の定期点検を行う。

② 対象設備

機器番号	名称	台数	仕様
		2台	トレーニング室・会議室

(13) 自動制御装置及び中央監視装置保守点検業務

① 業務内容

ア メーカーが推奨する総合定期保守点検を行う。

イ ダンパー，バルブ開度，運転時間，制御機器の設定・調整を行う。

② 対象設備

機器番号	型式	台数	仕様
	制御盤	一式	自動制御盤１面 中央監視盤１面
	制御機器	一式	温度調節器，ｻｰﾓｽﾀｯﾄﾞ，温度検出器 ﾊﾞﾙﾌﾞ用ﾓｰﾀｰ，ﾀﾞﾝﾊﾟｰ用ﾄﾗﾝｽ 直流電源装置UPS,感震器, 電動三方弁，煤煙濃度計, 光ｾﾝｻｰｺﾝﾄﾛｰﾗｰ,
	制御系統		ｵｲﾙﾀﾝｸ廻り， ろ過器廻り制御 ﾌﾟｰﾙｸｯｼｮﾝﾀﾝｸ廻り制御，計測関係

(14) 換気設備保守点検業務

① 業務内容

ア 外観確認，付属機器（電動機，軸受，羽根車等）異常有無確認，消耗（ベルト等）交換，注油，運転調整等の定期点検 及びウエスによる清掃を行う。

イ 吸込口，吹出口の異音有無，外観点検の定期点検 及びウエスによる清掃を行う。

② 対象設備

機器番号	名称	台数	仕様
F-1～4	全熱交換器 ロスナイ	計13台	天井ｶｾｯﾄ型，天井埋込型 100～450ｍ^3/h
F-5～6	換気扇	計10台	天井埋込型 100～350ｍ^3/h

F-7,9,11 13,19,23 25	送風機	計7台	200～13,000m³/h
F-8,10 12,14,15 16,17,18 20,21,22 24	排風機	計13台	200～12,000m³/h
	吸込口，吹出口	一式	

(15) 受水槽等清掃保守点検業務

① 業務内容

ア 水道法第34条の2に基づく受水槽内の水洗い清掃を行う。

イ 槽内外の亀裂等の有無の確認，付属部品（ﾎﾞｰﾙﾀｯﾌﾟ，定水位弁，電極棒等）損傷の有無確認，配管状況点検の定期点検を行う。

② 対象設備

機器番号	設備	槽数	有効容量
WT-1	受水槽	1槽	上水飲料一般系統 FRP製 全容量27m³ 有効容量16.2m³

(16) 簡易専用水道検査業務

① 業務内容

ア 水道法第34条の2に基づく指定検査機関が実施する簡易専用水道検査の受検及びその立会を行う。

② 対象設備

ア ３（14）②の設備のもの

(17) 貯水槽等保守点検業務

① 業務内容

ア 外観，水漏れ有無,内部水洗い清掃等の定期点検を行う。
クッションタンクについては，容器内面，底部の高圧水洗浄を行う。

イ 水洗い清掃時に発生した汚泥等は，産業廃棄物として処理すること。

② 対象設備

機器番号	名称	槽数	仕様
CWT-1	クッションタンク	1槽	RC製 呼称容量：48,000L
ST-1	貯湯槽	1槽	鋼板製 貯湯量：3,000L,

ET-1	膨張水槽	1槽	プール系統 容量：212L
ET-2	膨張水槽	1槽	温水二次系統（一般系統） 容量：174L
	膨張水槽	1槽	給湯系統 容量：259L

(18) ポンプ設備保守点検業務

① 業務内容

ア 総合点検，（分解）整備，注油，清掃等の定期点検を行う。

② 対象設備

機器番号	名称	台数	仕様
SP-1	給水ﾎﾟﾝﾌﾟﾕﾆｯﾄ	1台	荏原製作所社製 50BNBME3.7A φ50，560L/min×26m
SP-2	給湯ポンプ	1台	一次側 70L/min×7.9m
SP-3	給湯ポンプ	1台	二次側 20L/min×10m
HP-1	温水循環ﾎﾟﾝﾌﾟ	1台	25m系統（一般系統） 1138L/min×21m
HP-2	温水循環ﾎﾟﾝﾌﾟ	1台	幼児系統 260L/min×20m
OP-1	灯油ポンプ	2台	14L/min×9m

(19) 暖房設備保守点検業務

① 業務内容

ア 運転状況確認，温度状況確認，制御部点検，整備調整等の定期点検を行う。

② 対象設備

機器番号	名称	台数	仕様
OH-1～18	温水ﾊﾟﾈﾙﾋｰﾀｰ	計43台	ﾌﾟｰﾙ室内,ｼｬﾜｰ室，採暖室 ﾄｲﾚ，ﾎｰﾙ，廊下，更衣室他 旭ｲﾉﾍﾞｯｸ社製 放熱能力9.32～11.7kW
HC-1	温水コイル	1台	ﾀﾞｸﾄ接続形 加熱能力：315kW
HC-2	温水コイル	1台	ﾀﾞｸﾄ接続形

			加熱能力：64kW
CH-1	FF式温風暖房器	1台	灯油炊き 暖房能力：9.8kW
CH-2	FF式温風暖房器	2台	灯油炊き 暖房能力：9.8kW
FV-1～10	ﾌｧﾝｺﾝﾍﾞｸﾀ	計18台	ﾎｰﾙ，更衣室，廊下，休憩室， ｷﾞｬﾗﾘｰ，ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ室，会議室 天井埋込型 暖房能力：3.6～11.1kW
E-1,2	電気暖房器	1台	ﾄｲﾚ 壁掛型，2kW

(20) 消防設備保守点検

① 業務内容

ア 消防法第17条の3の3に基づく機器点検，及び総合点検を行う。

イ 点検方法等については，関連法令等に従い行うこと。

ウ ハロゲン化物消火剤貯蔵容器3本分の容器弁新規交換を30年に一度実施のこと。

エ 消火器の計画更新

② 対象設備

設備	主要設備・機器	台数
自動火災報知設備	受信機	1台
	差動式スポット型感知器	33個
	定温式スポット型感知器	17個
	光電式スポット煙感知器	8個
	発信機	6台
	音響装置	12台
	予備電源	一式
非常放送設備	増幅器	1台
	ｽﾋﾟｰｶｰ	一式
	予備電源	一式
防排煙設備	制御盤	1台
	光電式スポット型煙感知器	5個
	防火扉	1枚
	防火シャッター	3枚
	予備電源	一式
	常用電源	一式
ｶﾞｽ漏れ火災	受信機・中継器	1台

警報設備	ガス漏れ検知器	3個
	ガス漏れ表示灯	3個
	検知区域警報装置	3個
	予備電源	1台
消火器	粉末ABC10型	19本
	粉末ABC50型	1本
ハロゲン化物	蓄圧式ﾊﾛｹﾞﾝ化物消火剤貯蔵容器60kg	3本
	起動用CO2ｶﾞｽ容器	1本
	操作管・逆止弁	一式
	警報装置	一式
	制御盤	1台
	配管・配管安全装置	一式
	放出表示灯	3台
	噴射ヘッド	3個
	非常電源	1台
	耐震装置	一式

4　プール設備

（１）目的

①　施設の円滑な運営確保

②　設備の機能低下防止

（２）ろ過装置他保守点検業務

①　業務内容

ア　ろ過流量，ポンプ・自動弁動作，ろ材状況，タイマー，逆洗水量の点検，消耗部材交換を行う。

②　対象設備

機器番号	ろ過装置	台数	容量・仕様
WF-1	砂ろ過循環装置	1基	25m系統 処理能力97.5m^3/h
WF-2	砂ろ過循環装置	1基	幼児系統 処理能力6m^3/h
	ろ過ポンプ	2台	25m・幼児系統
	ろ過循環ポンプ	2台	25m・幼児系統 連成計，圧力計含
	付属設備	一式	

③　留意事項　ろ材の次回交換について

ア　前回，ろ材の交換は，平成29年(2017年)10月に実施している。
次回は，その10年後の(2027年)を予定している。

ただし，点検にてろ材に摩耗が大きくろ過流量等に低下が見られるようであれば，別途協議の上，ろ材交換の実施を行うものとする。

（３）薬注装置及び計測装置保守点検業務

①　業務内容

ア　機器総合点検，電解液確認，ポンプ整備，消耗部材交換，漏れ有無，計器類の校正の定期点検を行う。

②　対象設備

機器番号	ろ過装置	台数	容量・仕様
	差圧式塩素自動注入機	2台	25m系統，幼児系統
	凝縮剤注入装置	2台	25m系統，幼児系統
	制御盤	2台	25m系統，幼児系統
	付属設備	一式	

6　その他設備管理業務

（1）目的

①　設備機器の安全かつ良好な状態の確保

②　設備の機能低下防止

（2）トレーニング機器保守点検業務

①　業務内容

ア　各部点検，損傷有無確認，動作確認，整備調整，オイル注入，清掃等の定期点検を行う。

②　対象機器

ア　トレーニング機器一式

名称	台数	名称	台数	名称	台数
ﾚｯｸﾞﾌﾟﾚｽ	1台	ｱﾌﾞﾄﾞﾐﾅﾙ	1台	ｽﾃｯﾌﾟﾏｼﾝ	1台
ﾁｪｽﾄﾌﾟﾚｽ	1台	ﾊﾞｯｸｴｸｽﾃﾝｼｮﾝ	1台	ﾘｶﾝﾍﾞﾝﾄﾊﾞｲｸ	1台
ｵｰﾊﾞｰﾍｯﾄﾞﾌﾟﾚｽ	1台	ﾚｯｸﾞｴｸｽﾃﾝｼｮﾝ	1台	ﾗｯﾄﾌﾟﾙﾀﾞｳﾝ	1台
ﾌﾗｲ	1台	ﾚｯｸﾞｶｰﾙ	1台	ｸﾛｽﾄﾚｰﾅｰ	3台
ｱｰﾑｶｰﾙ	1台	ﾀﾞﾌﾞﾙﾌﾟｰﾘｰ	1台		
ﾛｰｲﾝｸﾞ	1台	ｴｱﾛﾊﾞｲｸ	3台		

6　設備・その他共通日常点検

（１）目的

①　施設の円滑な運営確保

②　設備の機能低下防止

③　法令等基準の適合確保

（２）ＡＥＤ（除細動器）保守点検

①　業務内容

ア　ＡＥＤについて日常点検を行う。

○　電源を入れて機器が正常に作動するかを示すインジケーターの確認
○　バッテリー残量（ランプ等）確認
○　消耗品（電極パット，バッテリー）交換時期管理
○　外観確認，付属品有無確認

②　対象機器

ア　ＡＥＤ　1台

（３）日常巡回設備点検

①　業務内容

ア　設備全般について日常巡回設備点検を行う。

○　巡回による日常点検の実施
○　計器類のデータ測定，記録
○　外観や，水漏れ，異音発生等の有無確認
○　運転状況異常の有無
○　必要に応じて注油，ベルト等調整，フィルター等清掃
○　薬剤等の補充
○　その他

②　対象設備

ア　上記の３～６　設備・その他保守点検業務の対象設備，機器全て

7　植栽維持管理業務

（１）目的

①　敷地内の樹木の健全な成長促進
②　敷地内の樹木の樹姿・樹形を整え施設の美観の維持

（２）業務内容

①　除草，剪定を行う。
②　プール中庭についても植栽維持管理を実施のこと。

8　除雪業務

（１）目的

①　降雪時における利用者の歩行及び車両通行の安全を確保のため

（２）業務内容・業務範囲

①　降雪時には敷地内等の除雪を行う。
②　積雪量が10ｃｍ以上となった場合は，敷地内の他，歩行者通路，車両進入路，公道歩道部等の除雪を行う。加えて，施設周辺の通行量の多い区間，雪が解けにくい日陰区間等についても除雪を行い，利用者等の安全確保に努めること。

別紙２－5「配置する人数に関する要件詳細」（根白石温水プール）

配置する人数の最低基準を次のとおりとする。

Ⅰ　保守点検日以外の日

１　施設の運営に関する業務

８：３０～２０：３０　２人

２　プール監視員

１０：００～２０：００　２人

なお，別紙２－５－１「令和 6 年度根白石温水プール利用者数」を参考に，必要に応じて増員すること。

Ⅱ　保守点検日

８：３０～１７：００　２人

別紙２－５－１「根白石温水プール利用者数」（令和6年度）

月	日	曜日	9時～	10時～	11時～	12時～	13時～	14時～	15時～	16時～	17時～	18時～	19時～	20時～	全日
4	1	月	10	10	22	3	10	6	6	21	27	2	0	0	117
	2	火	5	20	13	3	9	11	2	2	17	8	2	0	92
	3	水	9	8	13	3	7	5	9	20	32	2	4	0	112
	4	木	5	16	5	1	12	2	11	5	17	7	1	0	82
	5	金	19	14	10	4	7	7	4	21	32	3	0	0	121
	6	土	41	41	18	3	10	10	3	2	18	4	0	0	150
	7	日	6	7	5	2	5	11	7	3	17	4	1	0	68
	8	月	7	7	22	3	12	8	0	24	27	2	0	0	112
	9	火	11	12	17	3	5	9	2	2	22	13	3	0	99
	10	水	4	7	9	2	5	5	11	24	36	10	4	0	117
	11	木	3	17	3	6	7	3	9	2	17	5	2	0	74
	12	金	13	9	8	5	6	6	3	25	32	2	0	0	109
	13	土	38	35	20	3	5	4	8	4	28	3	0	0	148
	14	日	5	1	7	7	5	12	7	4	24	1	0	0	73
	15	月	9	8	20	12	6	4	3	26	21	3	0	0	112
	16	火	7	10	14	2	4	14	4	4	17	9	3	0	88
	17	水	10	8	11	6	4	11	10	21	41	6	3	1	132
	18	木	11	17	4	4	5	2	9	3	14	3	2	0	74
	19	金	18	12	7	5	7	12	0	19	39	2	1	0	122
	20	土	26	20	22	6	7	3	9	8	23	6	0	0	130
	21	日	11	5	1	5	8	8	5	4	21	5	0	0	73
	22	月	6	8	20	4	19	10	4	25	24	5	0	0	125
	23	火	10	11	12	6	4	13	4	2	18	8	6	0	94
	24	水	7	10	11	3	3	6	9	23	33	1	5	0	111
	25	木	5	18	9	3	7	3	13	2	16	8	7	0	91
	26	金	18	10	11	3	6	9	3	21	35	7	0	0	123
	27	土	26	32	16	8	3	6	8	5	15	6	0	0	125
	28	日	14	4	4	20	4	19	5	7	14	4	0	0	95
	29	月	11	13	4	11	13	10	2	3	17	6	0	0	90
	30	火	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4月計			**365**	**390**	**338**	**146**	**205**	**229**	**170**	**332**	**694**	**145**	**44**	**1**	**3,059**
5	1	水	4	2	6	7	8	6	3	6	22	4	9	2	79
	2	木	9	2	4	8	5	5	4	5	20	3	4	0	69
	3	金	6	15	6	2	7	15	5	3	17	3	0	0	79
	4	土	10	3	7	10	8	6	14	9	19	4	0	0	90
	5	日	11	8	3	11	10	16	7	9	21	2	0	0	98
	6	月	10	8	8	3	13	8	6	3	18	6	1	0	84
	7	火	13	10	12	6	5	12	5	8	20	9	1	0	101
	8	水	7	9	12	5	6	3	11	28	38	5	2	0	126
	9	木	6	22	9	5	7	2	11	4	15	1	4	1	87
	10	金	15	13	10	3	6	6	7	21	33	7	0	0	121
	11	土	29	33	18	13	2	7	11	4	22	5	0	0	144
	12	日	10	10	5	14	12	12	5	8	23	4	0	0	103
	13	月	12	13	21	6	14	7	5	20	31	7	0	0	136
	14	火	10	15	15	5	7	14	4	2	20	9	5	0	106
	15	水	5	7	10	1	4	8	8	25	32	4	4	0	108
	16	木	11	23	3	8	6	4	14	3	15	8	6	0	101
	17	金	15	12	12	6	6	7	0	20	32	4	1	0	115
	18	土	37	36	14	4	7	15	9	12	25	6	0	0	165
	19	日	19	12	4	5	11	10	8	3	23	3	0	0	98
	20	月	7	12	19	6	11	8	5	24	25	6	0	0	123
	21	火	10	12	16	9	4	10	4	7	8	14	2	2	98
	22	水	5	9	9	4	2	12	8	25	32	8	2	0	116
	23	木	9	15	4	6	11	8	12	4	20	5	7	0	101
	24	金	14	11	11	2	9	5	7	19	30	4	0	0	112
	25	土	9	9	14	6	9	11	15	7	12	3	0	0	95
	26	日	18	6	5	8	6	9	4	7	23	6	0	0	92
	27	月	9	8	20	4	17	6	2	26	25	4	0	0	121
	28	火	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	29	水	3	8	11	2	13	10	12	22	36	8	3	0	128
	30	木	6	23	15	9	7	11	12	5	14	7	4	1	114
	31	金	17	14	13	4	9	7	2	17	27	6	0	0	116
5月計			**346**	**380**	**316**	**182**	**242**	**260**	**220**	**356**	**698**	**165**	**55**	**6**	**3,226**

別紙２－５－１「根白石温水プール利用者数」（令和6年度）

月	日	曜日	9時～	10時～	11時～	12時～	13時～	14時～	15時～	16時～	17時～	18時～	19時～	20時～	全日
6	1	土	36	41	11	2	7	9	16	4	17	1	0	0	144
	2	日	12	9	3	13	2	10	9	6	21	2	0	0	87
	3	月	12	15	26	3	15	9	4	27	24	6	0	0	141
	4	火	10	13	19	4	2	18	4	5	26	12	6	0	119
	5	水	7	10	12	4	7	11	8	22	37	10	3	0	131
	6	木	7	16	8	7	4	5	11	5	17	7	6	0	93
	7	金	14	12	11	3	11	7	5	24	36	7	0	0	130
	8	土	41	33	19	3	14	6	14	9	24	6	0	0	169
	9	日	23	11	2	10	5	17	8	11	34	2	2	0	125
	10	月	13	17	27	3	21	7	5	26	31	11	0	0	161
	11	火	10	15	23	3	5	14	4	5	16	13	9	1	118
	12	水	8	8	10	11	11	9	18	26	27	8	9	0	145
	13	木	14	25	7	7	7	14	10	5	20	6	4	0	119
	14	金	21	15	11	11	11	9	9	24	36	6	0	0	153
	15	土	25	51	24	3	15	19	11	15	32	10	0	0	205
	16	日	25	25	16	6	10	37	8	9	20	6	0	0	162
	17	月	19	20	33	5	15	16	4	21	34	11	0	0	178
	18	火	16	13	23	5	7	12	6	5	20	9	8	1	125
	19	水	7	7	15	4	12	9	12	24	25	15	6	0	136
	20	木	10	19	6	7	10	10	9	5	17	9	13	1	116
	21	金	22	15	9	7	10	11	6	26	43	8	3	0	160
	22	土	41	44	28	11	27	29	15	19	26	9	0	0	249
	23	日	29	20	18	8	13	22	15	9	22	9	0	0	165
	24	月	13	15	25	6	20	7	7	26	39	6	3	0	167
	25	火	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	26	水	13	12	18	4	6	7	13	23	28	14	10	0	148
	27	木	8	18	6	4	15	11	15	13	18	8	7	0	123
	28	金	25	12	16	10	6	10	6	19	36	10	0	0	150
	29	土	15	14	20	4	29	19	8	22	18	14	2	0	165
	30	日	24	35	31	17	30	43	10	17	25	7	0	0	239
6月計			**520**	**560**	**477**	**185**	**347**	**407**	**270**	**452**	**769**	**242**	**91**	**3**	**4,323**
7	1	月	21	12	26	2	23	11	12	19	40	7	1	0	174
	2	火	11	7	19	11	3	13	9	14	20	14	6	2	129
	3	水	10	10	10	8	13	14	13	27	25	5	6	0	141
	4	木	14	22	5	4	9	9	12	4	23	6	10	0	118
	5	金	17	13	10	7	3	10	13	19	37	11	0	0	140
	6	土	42	42	23	8	17	23	22	22	27	15	1	0	242
	7	日	40	37	22	20	26	31	14	10	43	8	1	0	252
	8	月	14	9	19	7	16	11	8	27	28	10	0	0	149
	9	火	9	11	19	10	5	10	4	3	17	10	8	1	107
	10	水	7	10	8	7	5	8	14	27	30	5	7	0	128
	11	木	10	21	10	10	8	10	11	6	16	10	6	0	118
	12	金	20	13	11	2	10	6	7	21	37	10	1	0	138
	13	土	49	49	24	4	10	9	14	8	23	4	0	0	194
	14	日	24	26	13	7	27	22	15	6	24	10	0	0	174
	15	月	19	21	17	15	15	11	20	23	18	10	0	0	169
	16	火	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	17	水	14	11	13	11	14	12	10	29	32	8	6	0	160
	18	木	15	20	9	7	4	8	10	8	19	4	8	0	112
	19	金	16	13	14	11	13	11	8	25	34	6	0	0	151
	20	土	22	21	16	9	23	14	11	16	15	12	0	0	159
	21	日	27	26	19	21	29	7	28	15	20	12	1	0	205
	22	月	33	29	7	13	23	11	18	13	24	8	0	0	179
	23	火	28	30	13	11	14	16	8	9	27	21	10	0	187
	24	水	17	34	9	7	13	18	5	13	19	8	4	0	147
	25	木	33	31	10	6	5	8	17	4	21	6	4	2	147
	26	金	28	30	17	8	15	27	13	7	19	8	0	0	172
	27	土	32	32	9	17	13	12	15	7	29	10	0	0	176
	28	日	22	27	12	6	20	18	18	17	24	8	0	0	172
	29	月	21	9	6	11	20	13	9	7	20	9	0	0	125
	30	火	17	13	13	7	10	13	6	8	15	4	5	1	112
	31	水	21	8	16	15	17	17	15	5	20	15	13	0	162
7月計			**653**	**637**	**419**	**282**	**423**	**403**	**379**	**419**	**746**	**274**	**98**	**6**	**4,739**

別紙２－５－１「根白石温水プール利用者数」（令和6年度）

月	日	曜日	9時～	10時～	11時～	12時～	13時～	14時～	15時～	16時～	17時～	18時～	19時～	20時～	全日
8	1	木	16	9	12	6	21	10	5	4	18	14	4	0	119
	2	金	18	13	8	12	22	13	12	9	19	8	2	0	136
	3	土	25	19	15	1	15	11	9	7	20	10	1	0	133
	4	日	32	25	34	7	23	17	19	8	25	9	0	0	199
	5	月	24	19	3	6	21	16	9	11	17	6	0	0	132
	6	火	21	18	12	8	30	9	9	6	22	8	5	0	148
	7	水	13	8	9	6	19	18	11	2	15	10	9	0	120
	8	木	21	11	5	6	6	13	6	8	27	10	14	0	127
	9	金	19	30	15	9	18	13	5	9	21	5	2	0	146
	10	土	19	15	10	4	9	31	21	9	17	8	1	0	144
	11	日	15	20	22	15	23	28	16	17	22	8	1	0	187
	12	月	18	7	17	17	17	10	15	13	21	5	0	0	140
	13	火	25	18	14	10	16	33	20	4	20	6	7	0	173
	14	水	17	7	19	23	19	22	5	6	27	16	2	0	163
	15	木	22	23	23	12	11	17	18	5	35	8	4	2	180
	16	金	37	25	10	6	16	17	18	16	22	10	0	0	177
	17	土	16	17	23	10	12	21	22	13	32	6	3	0	175
	18	日	16	22	15	13	14	18	25	13	26	10	0	0	172
	19	月	27	8	9	8	18	12	2	5	30	8	2	0	129
	20	火	20	14	15	11	13	10	7	6	20	14	9	0	139
	21	水	19	13	7	8	15	15	12	7	16	10	11	0	133
	22	木	13	16	6	2	7	7	9	5	19	8	11	0	103
	23	金	12	13	7	3	12	12	5	7	21	15	1	0	108
	24	土	19	17	12	9	10	17	12	3	28	15	0	0	142
	25	日	9	20	8	17	5	14	17	12	29	5	0	0	136
	26	月	16	9	6	6	8	8	4	7	22	10	2	0	98
	27	火	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	28	水	14	12	12	10	9	13	6	9	25	12	10	0	132
	29	木	14	8	6	4	8	4	8	11	22	16	8	0	109
	30	金	12	17	11	7	9	8	9	4	22	6	3	0	108
	31	土	12	18	15	15	15	14	7	5	27	8	0	0	136
8月計			**561**	**471**	**380**	**271**	**441**	**451**	**343**	**241**	**687**	**284**	**112**	**2**	**4,244**
9	1	日	24	16	16	14	16	19	16	14	32	10	1	0	178
	2	月	12	13	24	7	13	9	6	26	28	6	0	0	144
	3	火	12	9	17	7	3	6	7	2	28	12	9	0	112
	4	水	8	6	16	7	6	10	13	26	35	8	9	0	144
	5	木	10	24	3	6	7	11	12	5	20	10	9	0	117
	6	金	30	16	12	7	10	6	4	22	35	7	1	0	150
	7	土	45	43	26	7	8	11	14	10	25	4	1	0	194
	8	日	16	18	2	2	16	5	10	9	20	14	1	0	113
	9	月	15	12	25	9	14	3	2	23	34	5	1	0	143
	10	火	11	14	13	9	7	11	3	9	24	11	4	0	116
	11	水	8	2	16	7	7	13	19	30	25	7	5	0	139
	12	木	14	12	4	5	6	6	13	7	24	14	5	0	110
	13	金	25	15	16	8	16	5	7	17	40	8	0	0	157
	14	土	34	38	21	9	11	8	7	5	19	7	0	0	159
	15	日	21	8	4	7	7	21	5	8	24	5	1	0	111
	16	月	19	19	7	6	6	17	17	9	20	10	0	0	130
	17	火	13	10	16	7	8	14	10	7	23	20	15	0	143
	18	水	8	8	13	6	9	3	14	26	31	7	5	0	130
	19	木	9	16	9	3	5	5	7	5	22	10	7	0	98
	20	金	24	21	12	6	3	9	6	18	41	10	1	0	151
	21	土	38	42	23	11	13	5	10	9	16	4	0	0	171
	22	日	12	9	6	6	15	10	8	19	21	2	2	0	110
	23	月	20	10	8	7	7	11	11	9	29	6	0	0	118
	24	火	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	25	水	15	5	15	3	9	9	13	20	27	8	4	0	128
	26	木	12	12	8	4	9	7	13	3	22	6	3	0	99
	27	金	30	17	13	7	9	8	8	21	34	5	0	0	152
	28	土	39	32	14	5	7	8	2	6	23	8	0	0	144
	29	日	16	15	7	9	3	6	11	6	24	6	0	0	103
	30	月	16	13	20	3	14	3	6	20	32	8	1	0	136
9月計			**556**	**475**	**386**	**194**	**264**	**259**	**274**	**391**	**778**	**238**	**85**	**0**	**3,900**

別紙２－５－１「根白石温水プール利用者数」（令和6年度）

月	日	曜日	9時～	10時～	11時～	12時～	13時～	14時～	15時～	16時～	17時～	18時～	19時～	20時～	全日
10	1	火	7	13	18	5	3	5	7	1	19	11	16	0	105
	2	水	6	5	10	7	8	8	19	23	24	11	3	1	125
	3	木	8	16	7	1	7	7	12	10	20	6	5	0	99
	4	金	28	12	7	4	9	6	5	21	29	2	0	0	123
	5	土	33	38	15	3	14	11	6	9	15	3	0	0	147
	6	日	6	10	3	8	13	16	10	8	30	2	0	0	106
	7	月	13	6	19	6	15	6	5	20	29	3	0	0	122
	8	火	13	11	14	5	4	10	3	3	21	12	9	0	105
	9	水	8	8	15	5	5	10	14	19	28	9	5	0	126
	10	木	11	19	10	5	4	2	10	6	20	4	0	0	91
	11	金	29	11	12	7	5	6	10	20	32	7	0	0	139
	12	土	26	23	14	8	6	12	11	2	25	3	1	0	131
	13	日	1	9	5	4	18	5	5	2	18	6	0	0	73
	14	月	14	4	5	5	10	17	16	25	17	8	0	0	121
	15	火	13	11	13	8	1	13	2	2	20	12	5	0	100
	16	水	12	8	13	7	14	6	21	20	27	4	3	0	135
	17	木	12	16	5	3	5	8	20	2	21	8	5	0	105
	18	金	23	13	12	5	6	9	4	18	35	4	0	0	129
	19	土	46	37	20	6	13	8	5	6	18	3	0	0	162
	20	日	12	10	9	2	6	6	6	8	19	7	0	0	85
	21	月	13	10	18	9	14	4	3	23	26	6	0	0	126
	22	火	9	7	11	8	6	6	4	4	17	14	5	0	91
	23	水	12	6	14	8	5	11	16	26	36	13	1	0	148
	24	木	11	25	7	6	8	4	13	3	21	8	1	0	107
	25	金	26	14	13	6	9	10	5	21	40	4	0	0	148
	26	土	30	33	16	8	5	6	9	1	24	3	0	0	135
	27	日	9	11	6	3	5	6	5	5	20	2	0	0	72
	28	月	13	10	23	6	16	6	7	18	30	5	1	0	135
	29	火													0
	30	水													0
	31	木													0
10月計			**444**	**396**	**334**	**158**	**234**	**224**	**253**	**326**	**681**	**180**	**60**	**1**	**3,291**
11	1	金													0
	2	土													0
	3	日													0
	4	月													0
	5	火	15	8	14	6	3	8	4	5	15	8	10	0	96
	6	水	7	6	11	6	4	11	10	12	32	2	1	0	102
	7	木	5	21	3	7	5	3	10	8	15	6	3	0	86
	8	金	20	15	8	5	4	5	3	14	32	4	0	0	110
	9	土	23	13	19	4	7	4	7	11	20	4	0	0	112
	10	日	5	3	9	4	3	4	5	10	19	3	0	0	65
	11	月	6	9	21	9	17	4	2	16	28	5	1	0	118
	12	火	14	8	16	6	2	10	4	4	18	12	7	0	101
	13	水	6	8	14	6	9	7	12	23	33	3	0	0	121
	14	木	7	21	7	6	7	9	8	3	19	3	2	0	92
	15	金	16	11	8	7	10	6	4	21	36	4	0	0	123
	16	土	28	29	14	10	9	5	1	7	26	2	0	0	131
	17	日	12	9	6	6	6	10	10	6	17	1	1	0	84
	18	月	7	9	20	5	14	7	1	19	28	4	0	0	114
	19	火	10	10	11	8	3	6	3	5	18	9	9	0	92
	20	水	6	6	11	6	5	7	14	22	32	3	5	0	117
	21	木	4	18	5	3	4	6	9	2	19	5	3	0	78
	22	金	19	11	10	5	3	4	1	19	35	2	0	0	109
	23	土	15	2	6	7	7	10	9	4	16	3	0	0	79
	24	日	6	10	1	1	8	5	12	4	18	5	1	0	71
	25	月	9	10	27	3	18	6	3	19	29	8	1	0	133
	26	火	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	27	水	5	8	17	7	7	9	15	19	37	5	3	1	133
	28	木	7	13	8	3	2	4	8	3	14	9	2	0	73
	29	金	20	11	11	9	7	3	3	21	32	4	1	0	122
	30	土	33	35	15	2	2	9	10	7	19	5	0	0	137
11月計			**305**	**304**	**292**	**141**	**166**	**162**	**168**	**284**	**607**	**119**	**50**	**1**	**2,599**

別紙２－５－１「根白石温水プール利用者数」（令和6年度）

月	日	曜日	9時～	10時～	11時～	12時～	13時～	14時～	15時～	16時～	17時～	18時～	19時～	20時～	全日
	1	日	17	7	2	5	7	10	5	4	24	3	0	0	84
	2	月	7	7	21	5	13	9	5	13	30	3	0	0	113
	3	火	13	10	10	7	3	8	3	2	23	6	9	1	95
	4	水	6	6	9	7	6	10	12	20	26	5	3	1	111
	5	木	3	15	6	2	1	9	12	5	15	6	2	1	77
	6	金	22	9	8	6	7	8	4	17	33	1	0	0	115
	7	土	35	28	17	2	12	7	3	0	18	0	0	0	122
	8	日	12	8	2	1	12	4	5	2	17	4	0	0	67
	9	月	8	6	19	3	14	3	4	20	27	4	0	0	108
	10	火	12	6	10	7	2	17	2	0	14	8	9	0	87
	11	水	5	5	12	7	10	6	10	15	29	3	2	1	105
	12	木	4	15	5	7	3	3	9	4	13	4	4	1	72
	13	金	25	10	9	7	5	8	1	17	28	0	0	0	110
	14	土	26	32	15	3	5	5	3	5	17	4	0	0	115
	15	日	10	10	3	0	4	3	1	4	19	0	0	0	54
12	16	月	9	6	14	5	8	3	3	16	25	7	0	0	96
	17	火	10	8	9	4	4	7	4	2	12	5	6	0	71
	18	水	5	2	11	6	8	6	12	16	31	3	4	0	104
	19	木	2	11	3	4	1	3	14	3	16	0	5	0	62
	20	金	21	11	7	7	6	5	7	16	28	2	0	0	110
	21	土	32	31	20	5	4	3	4	6	16	0	0	0	121
	22	日	11	4	4	6	1	5	8	3	14	1	0	0	57
	23	月	9	10	20	3	18	6	2	17	22	3	0	0	110
	24	火	10	4	11	6	0	6	3	3	15	5	6	0	69
	25	水	9	3	11	2	6	6	10	16	28	6	2	0	99
	26	木	4	15	5	3	5	5	7	5	18	5	2	0	74
	27	金	17	12	6	7	7	8	2	22	30	6	0	0	117
	28	土													0
	29	日													0
	30	月													0
	31	火													0
12月計			**344**	**291**	**269**	**127**	**172**	**173**	**155**	**253**	**588**	**94**	**54**	**5**	**2,525**
	1	水													0
	2	木													0
	3	金													0
	4	土													0
	5	日	7	5	10	4	4	4	6	3	10	0	0	0	53
	6	月	5	8	23	6	12	5	6	18	26	0	0	0	109
	7	火	8	8	10	5	4	4	3	2	16	5	6	0	71
	8	水	4	3	11	3	7	6	12	20	29	1	3	0	99
	9	木	2	16	4	3	3	7	10	5	7	1	0	0	58
	10	金	11	9	5	0	7	3	1	17	24	2	0	0	79
	11	土	21	29	14	2	6	4	8	7	16	1	0	0	108
	12	日	8	5	3	2	3	7	8	5	16	2	0	0	59
	13	月	6	10	6	11	14	9	6	15	20	3	0	0	100
	14	火	6	8	11	7	3	8	6	2	16	7	8	0	82
	15	水	1	3	11	5	6	5	11	15	27	9	4	0	97
1	16	木	4	15	6	4	3	8	11	2	15	5	2	0	75
	17	金	14	11	5	5	7	1	9	19	26	2	0	0	99
	18	土	36	31	20	6	8	12	3	4	18	1	0	0	139
	19	日	4	8	6	1	8	10	6	8	20	4	1	0	76
	20	月	6	4	23	1	16	5	4	21	21	2	0	0	103
	21	火	7	12	12	5	6	6	7	3	15	7	10	0	90
	22	水	3	5	12	2	7	6	7	15	28	3	2	0	90
	23	木	6	12	7	1	5	5	9	4	15	4	3	1	72
	24	金	15	14	4	4	6	11	10	11	18	2	0	0	95
	25	土	32	32	18	4	9	9	7	2	14	3	0	0	130
	26	日	10	13	4	6	7	3	11	7	17	2	0	0	80
	27	月	8	9	26	11	17	4	10	21	24	7	1	0	138
	28	火	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	29	水	4	3	10	6	7	6	12	17	25	3	6	0	99
	30	木	5	11	5	2	5	6	6	3	11	3	1	2	60
	31	金	15	14	8	10	8	5	1	17	26	5	0	0	109
1月計			**248**	**298**	**274**	**116**	**188**	**159**	**190**	**263**	**500**	**84**	**47**	**3**	**2,370**

別紙２－５－１「根白石温水プール利用者数」（令和6年度）

月	日	曜日	9時～	10時～	11時～	12時～	13時～	14時～	15時～	16時～	17時～	18時～	19時～	20時～	全日
2	1	土	37	29	15	1	13	11	14	5	19	3	0	0	147
	2	日	13	14	4	4	13	10	5	7	17	1	1	0	89
	3	月	9	7	22	3	16	6	3	18	22	3	0	0	109
	4	火	7	7	18	3	5	7	7	2	18	7	11	0	92
	5	水	5	7	13	8	7	4	9	14	23	0	1	0	91
	6	木	4	12	4	4	2	7	9	3	9	3	1	0	58
	7	金	19	6	8	3	3	2	6	12	19	5	0	0	83
	8	土	34	31	12	5	14	3	6	4	19	3	0	0	131
	9	日	3	14	7	4	6	8	7	8	18	1	0	0	76
	10	月	8	7	20	3	23	4	4	16	25	2	0	0	112
	11	火	5	2	11	7	5	17	4	7	17	5	0	0	80
	12	水	2	7	14	8	5	7	10	18	24	2	4	0	101
	13	木	10	19	3	4	7	3	13	4	17	3	3	1	87
	14	金	22	17	6	5	1	7	3	7	21	4	1	0	94
	15	土	35	32	19	6	11	2	5	4	16	3	0	0	133
	16	日	8	7	6	1	6	8	12	5	14	3	1	0	71
	17	月	7	13	22	5	18	4	3	20	26	4	0	0	122
	18	火	3	10	15	4	1	4	2	4	14	10	8	0	75
	19	水	4	6	13	4	3	9	13	16	25	4	3	0	100
	20	木	3	15	5	5	8	4	11	4	16	4	2	0	77
	21	金	20	8	7	7	4	3	1	9	29	3	0	0	91
	22	土	41	32	16	7	10	10	5	4	18	4	0	0	147
	23	日	11	5	11	3	4	11	6	11	14	6	0	0	82
	24	月	15	12	5	1	9	13	10	3	18	2	0	0	88
	25	火	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	26	水	1	3	10	1	2	3	5	13	21	3	4	0	66
	27	木	1	12	0	0	2	3	8	2	4	8	1	0	41
	28	金	11	12	9	0	1	6	2	14	22	1	0	0	78
2月計			**338**	**346**	**295**	**106**	**199**	**176**	**183**	**234**	**505**	**97**	**41**	**1**	**2,521**
3	1	土	36	38	16	6	4	15	6	6	27	2	0	0	156
	2	日	7	1	7	6	17	10	5	9	17	4	0	0	83
	3	月	8	9	24	3	16	11	2	17	23	3	0	0	116
	4	火	9	9	21	5	3	7	4	4	12	6	9	0	89
	5	水	3	6	8	3	3	6	11	16	22	3	1	0	82
	6	木	6	20	3	4	10	7	10	2	13	7	6	0	88
	7	金	14	11	13	4	8	4	2	14	28	2	0	0	100
	8	土	34	36	11	4	10	4	12	4	15	3	1	0	134
	9	日	4	10	3	2	6	11	6	2	18	0	0	0	62
	10	月	6	10	19	4	20	5	4	17	21	7	0	0	113
	11	火	7	14	19	7	2	4	4	3	14	11	12	1	98
	12	水	5	2	13	3	7	10	12	12	26	5	3	0	98
	13	木	7	18	5	4	5	3	9	6	14	2	1	0	74
	14	金	21	19	9	8	4	5	3	11	28	4	1	0	113
	15	土	29	29	19	3	6	8	14	0	19	3	1	0	131
	16	日	15	7	2	7	9	1	5	6	19	3	0	0	74
	17	月	9	8	20	4	14	11	0	18	22	5	1	0	112
	18	火	8	11	14	8	2	7	4	2	15	10	9	1	91
	19	水	5	6	14	6	3	5	12	14	22	3	1	0	91
	20	木	9	8	5	9	4	4	4	7	16	2	0	0	68
	21	金	21	14	8	6	6	7	1	17	25	1	1	0	107
	22	土	35	30	20	5	4	8	10	1	14	3	0	0	130
	23	日	10	5	8	1	7	4	16	7	15	1	0	0	74
	24	月	9	5	22	6	12	7	9	24	29	4	0	0	127
	25	火	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	26	水	4	9	18	6	4	10	8	13	33	5	2	0	112
	27	木	11	16	8	5	2	2	10	8	19	4	5	0	90
	28	金	16	9	8	6	15	8	9	19	26	2	1	0	119
	29	土	15	14	12	6	6	7	7	7	24	3	0	0	101
	30	日	19	11	4	1	10	18	10	10	17	2	0	0	102
	31	月	20	7	4	11	7	7	8	10	19	9	0	0	102
3月計			**402**	**392**	**357**	**153**	**226**	**216**	**217**	**286**	**612**	**119**	**55**	**2**	**3,037**
総計			**5,082**	**4,940**	**4,137**	**2,061**	**3,107**	**3,119**	**2,822**	**3,837**	**7,865**	**2,041**	**792**	**31**	**39,834**
総計			**9,460**	**9,180**	**7,638**	**3,869**	**5,793**	**5,861**	**5,250**	**7,160**	**14,640**	**3,868**	**1,488**	**59**	**74,266**

別紙２－６「指定管理者が調達している物品等詳細」（根白石温水プール）

施設名	物品名	参考事項		
		主な使用場所	主な使用方法等	現指定管理者の保有数
根白石温水プール	パーテーションスタンド	館内通路等		7
根白石温水プール	プール遊泳表示板	プール		1式
根白石温水プール	水温計	プール		2
根白石温水プール	プール監視用メガホン	プール		2
根白石温水プール	ホースリール	プール		1
根白石温水プール	プールサイド滑り止めマット	プール		1式
根白石温水プール	水泳補助用品	プール	ヘルパー他	1式
根白石温水プール	水中掃除機漏電保護ﾀｯﾌﾟ	プール		1
根白石温水プール	温湿度計	プール		1
根白石温水プール	扇風機（大）	トレーニング室		3
根白石温水プール	CDラジカセ	トレーニング室、プール		2
根白石温水プール	ポット	事務室		1
根白石温水プール	電子レンジ	事務室		1
根白石温水プール	コピー、FAX、プリンタ複合機	事務室		1
根白石温水プール	パソコン	事務室		3
根白石温水プール	ラミネータ	事務室		1
根白石温水プール	シュレッダー	事務室		1
根白石温水プール	ゴム印	事務室		1式
根白石温水プール	キーボックス	事務室		1
根白石温水プール	懐中電灯	事務室		10
根白石温水プール	電話	事務室		1式
根白石温水プール	ゴム長靴	機械室		3
根白石温水プール	傘立て	玄関		2
根白石温水プール	玄関用サンダル	玄関		2
根白石温水プール	トイレ用サンダル	トイレ		19
根白石温水プール	ﾊﾟｲﾌﾟﾊﾝｶﾞｰｽﾀﾝﾄﾞ	休憩室		1
根白石温水プール	更衣室用腰掛	更衣室		1式
根白石温水プール	コインロッカー	更衣室ほか		1式
根白石温水プール	雪かき用品一式	敷地内	除雪	1式
根白石温水プール	駐車場用コーン、バー、ウェイト	駐車場		1式
根白石温水プール	掃除用具	館内全域		1式
根白石温水プール	扇風機	ギャラリー、事務室		4
根白石温水プール	セラミックファンヒーター	館内		3
根白石温水プール	ダルマストーブ	館内		1
根白石温水プール	加湿器	事務室		1
根白石温水プール	こたつセット	保健室		1
根白石温水プール	スリッパ各種	玄関		1式
根白石温水プール	衝立	受付前		2

別紙２－６「指定管理者が調達している物品等詳細」（根白石温水プール）

施設名	物品名	参考事項		
		主な使用場所	主な使用方法等	現指定管理者の保有数
根白石温水プール	液晶テレビ	保健室		1
根白石温水プール	石油ファンヒーター	館内		2
根白石温水プール	小型キャッシュボックス	事務室		2
根白石温水プール	固定式ドライヤー（スライド式）	男女更衣室		4
根白石温水プール	筋力トレーニングマシン	トレーニング室		12
根白石温水プール	筋力トレーニングマシン（女性用）	トレーニング室		9
根白石温水プール	エアロバイク	トレーニング室		4
根白石温水プール	クロストレーナー	トレーニング室		3
根白石温水プール	ステップマシン	トレーニング室		1
根白石温水プール	ストレッチポール	トレーニング室ほか		19
根白石温水プール	ストレッチマット（黄色）	トレーニング室ほか		19
根白石温水プール	ストレッチマット（赤色）	トレーニング室ほか		18
根白石温水プール	アームヘルパー	プール		14
根白石温水プール	掃除機	館内全域		1
根白石温水プール	ノルディックウォーキングポール	屋外		14
根白石温水プール	電動草刈機	屋外		1
根白石温水プール	草刈鎌、剪定鋏	屋外		各1
根白石温水プール	屋外用清掃用具	屋外		1式
根白石温水プール	プール保温シート	プール		11枚
根白石温水プール	券売機	受付前		1
根白石温水プール	シューズロッカー	玄関		1式
根白石温水プール	工具セット	館内全域		1式
根白石温水プール	電動ドライバー	館内全域		2
根白石温水プール	救急箱	事務室		1
根白石温水プール	防災用品	事務室		1式
根白石温水プール	ラベルプリンター	事務室		1
根白石温水プール	脱水機	身障者更衣室		1
根白石温水プール	車イス	身障者更衣室前		1
根白石温水プール	ヘアドライヤー	身障者更衣室、女子更衣室		2
根白石温水プール	携帯ラジオ	事務室		1
根白石温水プール	タイムレコーダー	~~事務室~~		1
根白石温水プール	台車	器具庫		1
根白石温水プール	テント	プールほか		1
根白石温水プール	吸水マット（特大）	身障者更衣室前		1
根白石温水プール	吸水マット（大）	男女更衣室		2
根白石温水プール	スノコ	採暖室、高温採暖室		1式
根白石温水プール	トランシーバー	プール、事務室		3
根白石温水プール	ミニスポットクーラー	トレーニング室		1

別紙2－7「仙台市が指定管理者に対し貸与する物品」（根白石温水プール）

NO	枝番	品名	物品番号	規格	用途	単位	受入単価	取得(貸付)年月日
4	1	PHメーター	203		共用	台	25,750	H6.3.7
6	1	残留塩素測定器	203		共用	台	21,630	H5.11.16
7	1	工具セット	303		共用	式	24,370	H3.4.1
10	1	座卓	402		共用	台	20,600	H3.4.25
12	1	並椅子	402		共用	脚	8,585	H5.5.14
12	3	並椅子	402		共用	脚	8,585	H5.5.14
15	1	ベンチ	402		共用	脚	40,685	H3.4.1
15	2	ベンチ	402		共用	脚	40,685	H3.4.1
15	3	ベンチ	402		共用	脚	40,685	H3.4.1
15	4	ベンチ	402		共用	脚	40,685	H3.4.1
15	5	ベンチ	402		共用	脚	40,685	H3.4.1
15	6	ベンチ	402		共用	脚	40,685	H3.4.1
17	1	ロビーチェア	402		共用	脚	97,080	H3.4.20
18	1	ロビーチェア	402		共用	脚	76,992	H3.4.20
18	2	ロビーチェア	402		共用	脚	76,992	H3.4.20
18	3	ロビーチェア	402		共用	脚	76,992	H3.4.20
18	4	ロビーチェア	402		共用	脚	76,992	H3.4.20
18	5	ロビーチェア	402		共用	脚	76,992	H3.4.20
19	2	チェア	402		共用	脚	27,449	H3.4.20
19	3	チェア	402		共用	脚	27,449	H3.4.20
19	6	チェア	402		共用	脚	27,449	H3.4.20
21	1	チェア	402		共用	脚	45,423	H3.4.25
21	3	チェア	402		共用	脚	45,423	H3.4.25
22	1	両袖机	402		共用	脚	31,930	H3.4.1
23	1	片袖机	402		共用	脚	20,600	H3.4.1
23	2	片袖机	402		共用	脚	20,600	H3.4.1
23	3	片袖机	402		共用	脚	20,600	H3.4.1
23	4	片袖机	402		共用	脚	20,600	H3.4.1
23	5	片袖机	402		共用	脚	20,600	H3.4.1
23	6	片袖机	402		共用	脚	20,600	H3.4.1
26	1	キャスター付き片開き棚	403		共用	台	29,705	H4.12.14
27	1	軽量棚	403		共用	台	31,930	H3.4.1
28	1	更衣ロッカー	403		共用	台	54,590	H3.4.1
28	2	更衣ロッカー	403		共用	台	54,590	H3.4.1
28	3	更衣ロッカー	403		共用	台	54,590	H3.4.1
29	1	更衣ロッカー	403		共用	台	25,750	H3.5.21
30	1	カップケース	403		共用	台	28,531	H3.4.1
31	1	コーナーケース	403		共用	台	27,295	H3.4.1
32	1	書庫	403	小型	共用	台	25,338	H3.4.1
33	1	書庫	403	ｵｰﾌﾟﾝ型	共用	台	21,012	H3.4.1
34	1	書庫	403	ｽﾁｰﾙ戸	共用	台	35,123	H3.4.1
35	1	書庫	403	ｶﾞﾗｽ戸	共用	台	39,346	H3.4.1
36	1	書庫	403	引出付	共用	台	67,877	H3.4.1
37	1	カタログ展示台	403		共用	台	30,797	H3.4.1
44	1	ホワイトボード	405		共用	台	40,067	H3.4.1
46	1	ブライトタンベル	1201	1kgx2	ﾄﾚ	組	21,218	H5.1.8
47	1	ブライトタンベル	1201	2kgx2	ﾄﾚ	組	24,617	H5.1.8
48	1	ブライトタンベル	1201	3kgx2	ﾄﾚ	組	28,840	H5.1.8
49	1	ブライトタンベル	1201	4kgx2	ﾄﾚ	組	32,136	H5.1.8
50	1	ブライトタンベル	1201	5kgx2	ﾄﾚ	組	35,658	H5.1.8
59	1	ビート板整理棚	1201		プール	台	97,850	H7.5.23
61	1	ターンボード	1201		プール	基	216,300	H3.4.1
61	2	ターンボード	1201		プール	基	216,300	H3.4.1
61	3	ターンボード	1201		プール	基	216,300	H3.4.1
61	4	ターンボード	1201		プール	基	216,300	H3.4.1

別紙2－7「仙台市が指定管理者に対し貸与する物品」（根白石温水プール）

NO	枝番	品名	物品番号	規格	用途	単位	受入単価	取得(貸付)年月日
61	5	ターンボード	1201		プール	基	216,300	H3.4.1
61	6	ターンボード	1201		プール	基	216,300	H3.4.1
62	1	ストップウォッチ	1201		プール	個	23,690	H3.4.1
62	2	ストップウォッチ	1201		プール	個	23,690	H3.4.1
62	3	ストップウォッチ	1201		プール	個	23,690	H3.4.1
62	4	ストップウォッチ	1201		プール	個	23,690	H3.4.1
62	5	ストップウォッチ	1201		プール	個	23,690	H3.4.1
62	6	ストップウォッチ	1201		プール	個	23,690	H3.4.1
62	7	ストップウォッチ	1201		プール	個	23,690	H3.4.1
64	1	プール用滑り台	1201		プール	台	85,490	H3.4.1
67	1	プール監視台	1201		プール	台	42,745	H3.4.1
68	1	プールフロアN型	1201		プール	台	48,946	H3.4.1
68	2	プールフロアN型	1201		プール	台	48,946	H3.4.1
68	3	プールフロアN型	1201		プール	台	48,946	H3.4.1
68	4	プールフロアN型	1201		プール	台	48,946	H3.4.1
68	5	プールフロアN型	1201		プール	台	48,946	H3.4.1
68	6	プールフロアN型	1201		プール	台	48,946	H3.4.1
68	7	プールフロアN型	1201		プール	台	48,946	H3.4.1
68	8	プールフロアN型	1201		プール	台	48,946	H3.4.1
68	9	プールフロアN型	1201		プール	台	48,946	H3.4.1
68	10	プールフロアN型	1201		プール	台	48,946	H3.4.1
68	11	プールフロアN型	1201		プール	台	48,946	H3.4.1
68	12	プールフロアN型	1201		プール	台	48,946	H3.4.1
68	13	プールフロアN型	1201		プール	台	48,946	H3.4.1
68	14	プールフロアN型	1201		プール	台	48,946	H3.4.1
68	15	プールフロアN型	1201		プール	台	48,946	H3.4.1
68	16	プールフロアN型	1201		プール	台	48,946	H3.4.1
68	17	プールフロアN型	1201		プール	台	48,946	H3.4.1
68	18	プールフロアN型	1201		プール	台	48,946	H3.4.1
68	19	プールフロアN型	1201		プール	台	48,946	H3.4.1
68	20	プールフロアN型	1201		プール	台	48,946	H3.4.1
68	21	プールフロアN型	1201		プール	台	48,946	H3.4.1
70	1	移動式入水タラップ	1201	和信SCNT-1100	プール	台	262,500	H11.3.26
73	2	モニターテレビ	1203	オリオンLD26VD70	共用	台	48,510	H22.2.5
74	1	ビデオ	1203		共用	台	78,795	H3.4.25
77	1	冷蔵庫	1205		共用	台	47,174	H3.4.25
79	1	クリーナー	1205		共用	台	49,440	H3.4.25
82	1	タイムスタンプ	1205		共用	台	56,032	H3.4.25
83	1	脚立	1205		共用	台	24,823	H3.4.1
85	1	台車	1205		共用	台	22,609	H3.4.1
91	1	濁度計	203	笠原理化工業	プール	個	150,150	H14.11.29
103		AED収納ケース・スタンドセット	1201		共用	台	85,000	H18.6.30
105	1	水着専用脱水機	1201	アマノ	共用	台	346,500	H21.8.21
107	1	自動血圧計	102	オムロンHEM-1010	共用	台	16,800	H22.12.22
108		耐火耐水金庫	403	セントリー　JSW5460	共用	台	90,720	H25.3.18
113	1	プール用ベンチ	1201		プール	脚	24,308	R1.7.20
113	2	プール用ベンチ	1201		プール	脚	24,308	R1.7.20
113	3	プール用ベンチ	1201		プール	脚	24,308	R1.7.20
113	4	プール用ベンチ	1201		プール	脚	24,308	R1.7.20
112	1	コースロープ(25m用)	1201	ｴﾊﾞﾆｭ-EHB020	プール	本	106,000	R1.5.24
112	2	コースロープ(25m用)	1201	ｴﾊﾞﾆｭ-EHB020	プール	本	106,000	R1.5.24
112	3	コースロープ(25m用)	1201	ｴﾊﾞﾆｭ-EHB020	プール	本	106,000	R1.5.24
112	4	コースロープ(25m用)	1201	ｴﾊﾞﾆｭ-EHB020	プール	本	106,000	R1.5.24
110	1	プール用担架	1201	エバニューEHB191	プール	個	119,232	H28.7.6
111	1	自動体外除細動器	102	セコムAED3100	共有	台	217,080	H28.12.1

別紙２－８「その他の留意事項」（根白石温水プール）

１　仙台市根白石温水プールは，仙台市根白石保健センター及び仙台市根白石老人憩の家との合築施設となっているため，指定管理業務に付随して，その他，下記の業務が発生します。

（１）仙台市根白石温水プール，仙台市根白石保健センター及び仙台市根白石老人憩の家との共用区域を対象とした業務

①　清掃業務
②　警備業務
③　除雪業務
④　空調設備保守点検業務
⑤　自動制御機器保守点検業務
⑥　消防用設備保守点検業務
⑦　光熱水費の支払い業務

（２）仙台市根白石保健センター及び仙台市根白石老人憩の家の区域の光熱水費（電気料，ガス料，水道料及び下水道料に限る。）の支払い業務

（３）仙台市根白石保健センターの区域（健康診査室及び集団指導室に限る。）の清掃業務

（４）仙台市根白石保健センター及び仙台市根白石老人憩の家を含む防火管理者（共同選任含む）の業務

（５）仙台市根白石保健センター及び仙台市根白石老人憩いの家への協力業務（駐車場整理，施錠管理，火元確認など）

２　保健センターが所管する２階会議室を，女性専用のトレーニング室として使用しております。使用料の支払いは不要です。ただし、自主事業で使用する際は行政財産の目的外使用許可を受け、**使用料を支払うことが必要となります。**

※現在の指定管理者は使用料を支払い、自主事業を行っております。

３　産業廃棄物の処理を委託する際に使用する産業廃棄物管理票（マニフェスト）については，特別な事由のない限り公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステムを使用してください。